

事務事業及び予算の執行実績

(令和6年度分「一部、令和7年度分を含む」)

静岡県御殿場健康福祉センター
静岡県御殿場保健所

事務事業の概要	1
I 概況	1
1 沿革	1
2 管内の概況	1
3 管内の面積、世帯数及び人口	2
4 管内略図	2
5 組織及び分掌事務	3
6 組織図	3
7 事業の根拠法令調	4
8 職員配置調	6
II 課別の事務又は事業の目的、計画、実績（成果）及び評価・改善	7
1 福祉課（総務担当）	7
（1）管理業務	7
（2）災害対策事務	8
2 福祉課（福祉班）	9
（1）地域福祉対策	9
民生委員・児童委員調	9
民生委員・児童委員の活動状況調	9
（2）長寿社会対策	10
高齢者数等の調	10
（3）母子保健対策	13
（4）精神障害者福祉対策	17
3 医療健康課	22
（1）医務関係事務	22
診療機関状況調	22
人口10万対病床数及び医師等の数調	23
立入検査の状況調	25
立入検査結果項目別不備数・率調	26
医療従事者不足状況調	26
（2）保健医療施策に関する総合調整	27
（3）人材養成事業	29
（4）医師確保対策事業（ふじのくに地域医療支援センター東部支部事業）	30
（5）健康増進対策	31

(6) 調査	4 2
(7) 感染症対策	4 2
感染症患者発生状況調	4 5
エイズ相談等実施状況調	4 7
(8) 難病等対策	5 4
特定医療費等受給者調	5 5
(9) 原子爆弾被爆者対策	5 6
4 衛生薬務課	5 8
(1) 食品衛生関係業務	5 8
(2) 動物愛護管理業務	5 9
(3) 薬務関係業務	6 0
(4) 血液確保対策	6 1
(5) 生活衛生関係業務	6 1
(6) 特定建築物関係業務	6 2
(7) 温泉関係業務	6 2
動物取扱施設立入検査状況調	6 4
特定動物飼養又は保管許可件数調	6 6
犬・猫の愛護管理状況調	6 7
動物をめぐる苦情・相談件数調	6 8
動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員 人数調	6 9
咬傷犬事故発生状況調	7 0
生活・環境衛生監視指導状況調	7 1
食品関係営業施設の監視状況調（旧）	7 3
食品関係営業施設の監視状況調（新）	7 7
食品等の収去検査状況調	8 1
食中毒発生状況調	8 3
薬事関係立入検査状況調	8 4
建築物監視指導状況調	8 8
III 会計及び財産	9 0
歳入予算執行状況調	9 0
県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調	9 4
現金出納調	9 7
保管現金有高調	9 7
預金調	9 7
郵券等受払調	9 8
歳入歳出外現金調	9 9
歳出予算執行状況調	1 0 0

委託料等歳出予算執行状況節別集計表	1 1 3
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	1 1 3
委託料に関する調	1 1 4
補助金支出調	1 1 8
負担金支出調	1 2 0
建築工事調	1 2 2
公有財産調	1 2 4
借地借家等調	1 2 5
事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調	1 2 5
行政財産貸付・使用許可調	1 2 6
備品・図書調	1 2 7
主要備品調	1 2 9
職員調	1 3 0
職員の年齢調	1 3 1
健康管理	1 3 2

事務事業の概要

I 概況

1 沿革

昭和26年 7月	沼津保健所御殿場支所として設置される。 〔所在地 御殿場市萩原1537の1〕
昭和27年 4月	組織改正に伴い、御殿場保健所となる。 所管は御殿場町、小山町、須山、富士岡、原里、印野、玉穂、高根、須走、北郷、足柄の各村の2町9村
昭和43年11月	庁舎を御殿場市二枚橋字三枚畑287の16に移転する。
昭和59年 4月	組織改正に伴い、沼津保健所御殿場支所となる。
平成 3年 4月	組織改正に伴い、御殿場保健所となる。 総務課、衛生課及び保健課の3課制となる。 管内は、御殿場市・小山町の1市1町
平成 7年12月	現庁舎（御殿場市竈1113）に移転する。
平成10年 4月	「静岡県健康福祉センターの設置に伴う保健所及び福祉に関する事務所の設置に関する条例」及び「静岡県行政組織規則」の改正の施行に伴い同一地内に御殿場健康福祉センターが設置されるとともに同センター内に御殿場保健所が設置される。 総務課、健康増進課、保健福祉課及び衛生環境課の4課制となる。
平成19年 4月	産業廃棄物業務等が東部健康福祉センターへ移管されたことに伴い、衛生環境課が衛生薬務課となる。
平成20年 4月	組織改正に伴い、総務課を廃止し、総務担当、福祉課、医療健康課及び衛生薬務課の1担当3課制に再編される。
平成22年 4月	班制導入に伴い、総務担当が総務班となる。
平成24年 4月	総務班を福祉課に編入し、次長が福祉課長兼務となる。
令和 6年 4月	組織改正に伴い、福祉課総務班を廃止し、福祉課福祉班総務担当となる。

2 管内の概況

当センターの管轄区域は御殿場市及び小山町の1市1町で、管内面積は330.64k㎡（県土の4.3%）、管内人口は約10万人（県人口の2.8%）である。

管内は、山梨・神奈川両県境と接する本県の最東北部に位置し、富士山と箱根外輪山の間に広がる緑豊かな高原地帯である。

交通体系は、東名高速道路の御殿場インターチェンジを中心に、東西を箱根と富士五湖方面を結ぶ国道138号線が、南北を東京と沼津間を結ぶ国道246号線が走り、これらの主要道路を結ぶ道

路網の整備も着実に進んできており、県東部地域や首都圏との往来は一層緊密化し、更なる発展が期待されている地域である。

産業面では、農業、工業、商業、観光などの多彩な産業活動が活発に展開されているほか、国道246号線沿いの富士山麓部に駒門工業団地や富士小山工業団地等の整備が進み、エレクトロニクス、バイオテクノロジーをはじめとする先端技術産業の工場や研究所が立地している。

今後は、新東名高速道路の整備により一層向上する広域交通ネットワーク上の優位性と、ユネスコによる世界文化遺産に登録された富士山をはじめとする豊かな自然環境を生かして先端的な研究・開発・生産機能の集積の促進、地域産業の高度化及び融合化や観光ニーズの変化に対応した魅力ある観光地づくりなど、新しい時代に即した地域づくりが一層進展するものと期待される。

3 管内の面積、世帯数及び人口

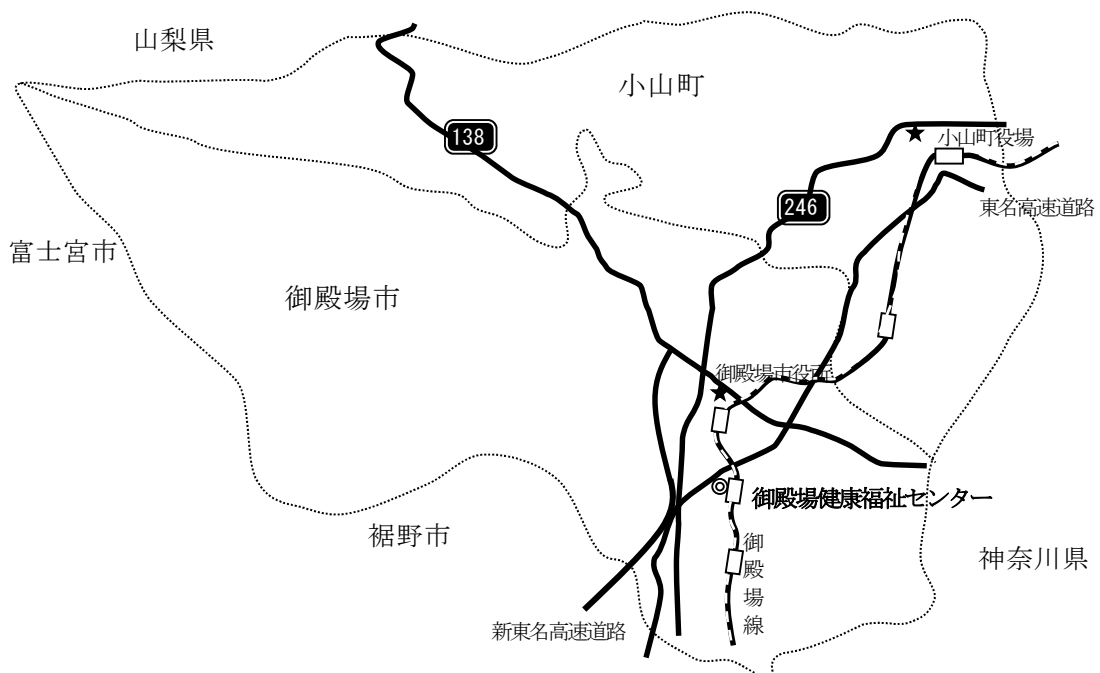
(令和7年6月1日現在)

市 町 別	面 積 (k m ²)	世 帯 数	人 口 (人)		
			男	女	計
御 殿 場 市	194.90	33,900	41,847	40,056	81,903
小 山 町	135.74	6,303	9,048	8,111	17,159
計	330.64	40,203	50,895	48,167	99,062

(注) 世帯数及び人口は令和7年6月1日現在の県統計調査課の推計人口

面積は令和7年1月1日現在の全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)

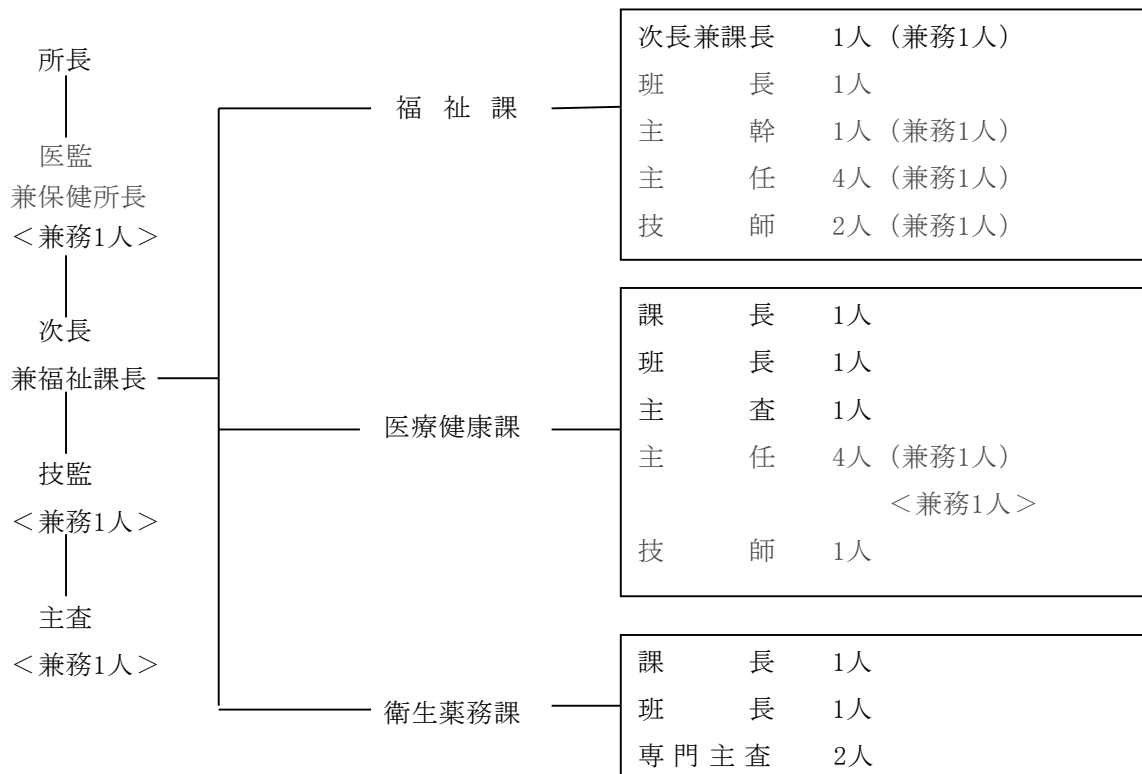
4 管内略図



5 組織及び分掌事務

福祉課	(総務担当) 総務・会計、庁舎管理、災害対策関係事務
	(福祉班) 地域福祉関係事務、人権同和対策、子育て支援関係事務、こども家庭関係事務、長寿政策関係事務、障害者政策関係事務、障害福祉関係事務、精神保健福祉関係事務
医療健康課	医療関係事務、疾病・感染症対策、人材養成、健康づくり
衛生薬務課	食品衛生、動物愛護管理、薬務、生活衛生、温泉

6 組織図



職員数計 17人

() 所内兼務職員

< > 他センターの兼務職員

(その他会計年度任用職員等)

職名	人数
会計年度任用職員	4人

7 事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
<総務担当> 災害救助法関係事務	災害救助法（第2条）、同法施行令第1条
<福祉班> 地域福祉対策事業 ・民生委員児童委員活動推進事業 高齢者福祉対策事業 ・老人の日記念事業 ・地域リハビリテーション推進事業 ・介護予防市町支援事業 こども家庭福祉対策事業 ・母子保健対策事業 ・特定不妊治療費女性事業 障害者福祉対策事業 ・障害福祉関係事業 ・精神保健福祉事業	民生委員法、児童福祉法 老人福祉法 静岡県地域リハビリテーション推進事業実施要綱 介護保険法、介護予防市町村支援事業実施要綱 母子保健法、児童福祉法、未熟児訪問事業実施要綱、長期療養時療育指導事業実施要綱、小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱、市町母子保健担当保健師等育成研修事業要綱 特定不妊治療費補助金交付要綱 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、静岡県精神科救急医療対策事業実施要綱、高次脳機能障害者地域基盤整備事業実施要綱、自殺対策基本法
<医療健康課> 医務関係事業 人口動態統計調査事業	医療法、死体解剖保存法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、救急救命士法、理学療法士及び作業療法士法、言語聴覚士法、視能訓練士法、臨床工学技士法、義肢装具士法、歯科衛生士法、歯科技工士法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、栄養士法、地域保健法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、駿東田方圏域保健医療協議会設置要綱 統計法、統計報告調整法、人口動態調査令

健康増進対策事業	健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、地域保健法、栄養士法、食育基本法、歯科口腔保健の推進に関する法律、がん対策基本法、静岡県受動喫煙防止条例
・健康増進事業	静岡県健康増進事業費補助金交付要綱
感染症対策事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、検疫法、予防接種法、らい予防法の廃止に関する法律、ハンセン病問題基本法
・感染症予防対策	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、肝炎対策基本法、静岡県特定感染症検査等事業実施要綱、C型肝炎感染被害者救済特別措置法、静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱
・エイズ予防対策、肝炎対策、結核予防対策	新型インフルエンザ等対策特別措置法
・新型インフルエンザ等対策	難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱、静岡県難病患者地域支援推進事業実施要綱、静岡県難病患者就労支援検討会設置要綱
難病等対策事業	静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱
特定疾患事業	石綿による健康被害の救済に関する法律
アスベスト対策事業	
<衛生業務課>	
薬事関係事業	医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法
毒物劇物関係事業	毒物及び劇物取締法
麻薬覚醒剤対策事業	麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、あへん法、大麻草の栽培の規制に関する法律、静岡県薬物の濫用の防止に関する条例
血液関係事業	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律
生活衛生関係指導事業	旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、住宅宿泊事業法
特定建築物関係事業	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
食品衛生事業	食品衛生法、食品表示法、健康増進法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、調理師法、製菓衛生師法、静岡県ふぐの取扱い等に関する条例
動物愛護管理事業	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例
化製場等関係事業	化製場等に関する法律
温泉関係事業	温泉法、温泉法による許可の基準に関する規則、静岡県自然環境保全条例、静岡県温泉保護対策要綱

職 員 配 置 調

(令和7年6月30日現在)

区 分		福祉課	医療健康課	衛生薬務課	計
所在地					
担当区域					
配 置 職 員	職員(事)	4	1	0	5
	職員(技)	2 (3)	4 (1)	4	10 (4)
	暫定再任用職員(事)	1	1	0	2
	暫定再任用職員(技)	0	0	0	0
	定年前再任用短時間勤務職員(事)	0	0	0	0
	定年前再任用短時間勤務職員(技)	0	0	0	0
	計	7 (3)	6 (1)	4	17 (4)
	会計年度任用職員	3	1	0	4
	臨時的任用職員	0	0	0	0
	計	3	1	0	4
	合計	10 (3)	7 (1)	4	21 (4)

- (注) 1 本表は、本庁においては課別に、出先機関等においては課、支所等の別に調製する。
- 2 「所在地」・「担当区域」の項は支所等のみについて記載し、担当区域が多数ある場合は、その代表地名外何々と記載する。
- 3 部局長（本庁）または所長（出先機関等）等は、行政組織規則に定める筆頭課に入れる。
- 4 市町等への派遣職員は除くこと。また、先方在勤の兼務職員及び本務所属以外の併任職員は（ ）内に外書きにより記載する（実数が様式第2号で整理番号を付した職員数と一致する。）。
- 5 警察本部のかいについては、特定様式警察本部9とする。
- 6 県立学校にあっては、本様式によらず、特定様式教育委員会1で調製する。

II 課別の事務又は事業の目的、計画、実績(成果)及び評価・改善

1 福祉課（総務担当）

(1) 管理業務

【目的】

職場の安全管理、職員の健康管理に努め、職員が快適に仕事に従事できることを目指す。

【実績】

ア 業務の効率的執行の確保

所管業務の多様化・複雑化に対応し業務の円滑な運営を期するため、毎月の課長・班長会議を通じて各課及び職員相互の意思疎通を図り、センターとして一体となって、事業の計画的かつ効率的な運営体制づくりに努めている。

イ 職員の健康管理

県が実施する各種の健康診断により疾病の早期発見に努め、健康管理区分に基づく措置該当者に対しては、医師による治療を受けるよう指導している。

また、定時退庁日やワーク・ライフ・バランスデーの徹底、退庁時の声掛けなどにより時間外勤務の縮減、事務効率の向上に努めている。

ウ コンプライアンス意識の徹底

職員のコンプライアンス意識の徹底を図るため、毎月の課長・班長会議を通じて繰り返し意識啓発を図るとともに、コンプライアンス推進責任者である次長を中心として、コンプライアンス推進月間に意見交換会や個別面談の実施、悩み事があればいつでも相談できる雰囲気づくりなど風通しの良い職場環境の構築と維持に努めている。

エ 職員の交通安全対策

毎月の課長・班長会議を通じて職員の交通安全意識の高揚を図っており、K-mix 主催の「セーフティドライブキャンペーン～チャレンジラリー92～」への参加、地区安全運転管理協会の「交通安全情報」の情報提供、公用車出張時の「声かけ」の実施など機会あるごとに交通安全の意識啓発に積極的に取り組んでいる。

オ 予算経理及び物品管理

予算の経理事務及び物品等の管理は、正確かつ効率的な執行に努めるとともに、適正な維持管理に留意している。収入についても、適正かつ迅速な収納に配慮している。

カ 庁舎管理

御殿場合同庁舎の庁舎管理者として、消防設備や機械警備等の庁舎設備の保守を業者に委託して安全、安心な庁舎運営に努めている。

また、当庁舎は、平成7年の完成から30年以上が経過し、建物の所々に老朽化が目立っており、令和2年度に実施した劣化診断結果をもとに中期維持保全計画を策定し、関係課と調整しながら計画的に修繕工事を実施している。令和6年度は、自動火災報知装置更新工事を行った。

なお、省エネルギー対策として、蛍光灯の一部消灯や時間外勤務時における最小限の照明の点灯などにより職員一人ひとりが積極的に節電対策に努める一方、労働安全衛生を確保する視

点で良質な執務環境の整備に主眼を置き、職員の健康管理にも努めている。

【評価・改善】

毎月の課長・班長会議で、各課の連絡を密にすることで業務に関する共通認識を持ち、必要な協力体制を取るとともに、適時に職員への周知や注意喚起を図っており、今後も業務の計画的かつ効率的な運営に努めていく。

(2) 災害対策事務

【目的】

地震等の災害発生時に、医療・衛生・福祉関係の災害対策に迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。

【実績】

各種防災訓練で、各チームが健康福祉部関係各課、市町及び関係団体との情報伝達訓練を実施し、課題等を検証した。また、静岡県一斉メール配信システムへの登録を推進し、職員の動員、安否確認が適切に行えるよう努めた。

また、令和6年8月に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された際には、地震災害の発生に備え、配備体制の再確認等を実施した。

【評価・改善】

各チームの業務を再確認するとともに、課題を認識することができた。今後も、健康福祉部関係各課と連携して課題を改善し、引き続き災害発生時の対応力の向上に努めていく。

2 福祉課（福祉班）

(1) 地域福祉対策

ア 民生委員・児童委員活動の推進

【目的】

活動に要する経費を助成することにより、民生委員・児童委員活動の充実強化を図り、地域福祉の向上に寄与する。委嘱期間：令和4年12月1日から令和7年11月30日（任期3年）

【実績】

市町に民生委員・児童委員活動費負担金を交付

交付先	負担金(円)	
	令和6年度	令和7年度
御殿場市	11,653,100	11,653,100
小山町	3,306,880	3,306,880
合計	14,959,980	14,959,980

※計算根拠：民生委員法第26条に基づく負担金交付金事務の取扱い

【評価・改善】

民生委員・児童委員の人員確保が円滑に進み、行政機関と住民とのパイプ役として、地域福祉の推進を図ることができた。

民生委員・児童委員調

(令和7年6月30日現在)

区分 市町別	定数	現員			1人1か月平均 取扱件数
		男	女	計	
御殿場市	155人	60人	94人	154人	12.50件
小山町	44	18	26	44	10.39件
計	199	78	120	198	—

民生委員・児童委員の活動状況調

(令和6年度)

1 内容別相談・支援件数			分野別相談・支援件数		
区分	件数	1委員当り	区分	件数	1委員当り
在宅福祉	78	0.39	高齢者に関すること	1,448	7.31
介護保険	37	0.19			
健康・保健医療	116	0.59			
子育て・母子保健	27	0.14			
子どもの地域生活	49	0.25	障害者に関すること	29	0.15
子どもの教育・学校生活	124	0.63			

生 活 費	56	0.28			
年 金 ・ 保 険	7	0.04			
仕 事	127	0.64	子どもに関すること	313	1.58
家 族 関 係	56	0.28			
住 居	52	0.26			
生 活 環 境	224	1.13	そ の 他	453	2.29
日 常 的 な 支 援	684	3.45			
そ の 他	606	3.06			
計 (1)	2,243	11.33	計	2,243	11.33
2 その他の 活動件数	活 動 区 分			件数	1 委員当り
	調 査 ・ 実 態 把 握			6,505	32.85
	行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 協 力			5,442	27.48
	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動			5,458	27.57
	民 児 協 運 営 ・ 研 修			8,139	41.11
	証 明 事 務			757	3.82
	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介			38	0.19
	計 (2)			26,339	133.03
3 相談・支援・ 調査のため	区 分			件 数	1 委員当り
	相 談 ・ 支 援 及 び 活 動 件 数 (1) + (2)			28,582	144.35
	前 年 同 期			26,484	133.09
	活 動 日 数			27,231	137.53
	訪 問 回 数			26,383	133.25
	連 絡 調 整 回 数			14,514	73.30

(2) 長寿社会対策

御殿場市・小山町の高齢者人口の割合が年々高まる中、総合的対応策として、令和5年度に策定した、令和6年度から8年度までを計画期間とする「ふじのくに長寿社会安心プラン（第10次静岡県長寿社会保健福祉計画）」に基づき、各市町に対する支援等を実施している。

高齢者数等の調

区 分		総人口	高齢者数				老人クラブ		
			60才以上 65才未満	65才以上	計	総人口に対する 65才以上の人口比	クラブ数	加入者数	加入率
市町別	令和5年度	84,525	4,861	22,194	27,055	26.3	42	3,626	13.4
	令和6年度	83,592	4,789	22,245	27,034	26.6	41	3,440	12.7
	令和7年度	82,979	4,876	22,273	27,149	26.8	40	3,202	11.8

小 山 町	令和5年度	17,359	1,082	5,498	6,580	31.7	18	1,242	18.9
	令和6年度	17,042	1,027	5,516	6,543	32.4	16	1,083	16.6
	令和7年度	16,766	1,047	5,479	6,526	32.7	15	1,001	15.3
計	令和5年度	101,884	5,943	27,692	33,635	27.2	60	4,868	14.5
	令和6年度	100,634	5,816	27,761	33,577	27.6	57	4,523	13.5
	令和7年度	99,745	5,923	27,752	33,675	27.8	55	4,203	12.5

※各年度の4月1日現在（総人口、高齢者数は「高齢者福祉行政の基礎調査」による）

ア 駿東田方圏域地域包括ケアシステム推進ネットワーク会議（圏域会議）

【目的】

駿東田方圏域における地域包括ケアシステムの構築に向け、多職種の連携を強化し、体制整備につなげるため、市町、医療、介護の団体等で構成される協議会において、意見集約を図る。

【実績】

（令和6年度）

開催年月日	会 場	協議内容	出席委員数
令和7年1月17日	東部総合 庁舎 別館2階 第1会議室 (ZOOMを含む)	静岡県長寿社会保健福祉計画（駿東田方圏域計画等を含む）等について、委員の意見を集約し、情報を共有した。 1 単身高齢者世帯への対応について 2 社会福祉施設と協力医療機関との連携について	24人

※東部健康福祉センターと共同開催

イ 介護予防従事者研修

【目的】

市町・各種事業所職員等が地域の多様な資源を活用しながら効果的な介護予防の取組を推進できる体制を構築できるよう支援する。

【実績】

（令和6年度）

開催年月日	内 容	参 加 者
令和6年8月14日 ～ 令和6年9月4日	静岡県介護予防ケアマネジメント新任者研修会 (講義) 介護予防ケアマネジメントの考え方について (講師) 静岡県地域包括ケアシステム推進アドバイザー 松川 竜也 氏 (※県健康増進課が研修動画の配信を実施 (県健康増進課が主催))	東部地域20市 町担当職員 県健康増進課 健康福祉セン ター職員 地域包括支援 センター職員 居宅介護支援 事業所職員
令和7年3月7日 ～ 令和7年3月28日	静岡県介護予防ケアマネジメント現任者研修会 (講義) 介護予防を重点においたケアプランの作成・演習 (講師) 静岡県地域包括ケアシステム推進アドバイザー	東部地域20市 町担当職員 県健康増進課

開催年月日	内 容	参 加 者
	松川 竜也 氏 (※県健康増進課が研修動画の配信を実施 (県健康増進課が主催))	健康福祉セン ター職員 地域包括支援 センター職員 居宅介護支援 事業所職員

【評価・改善】

令和6年度は、web による開催とした。市町の介護予防事業に携わる人々を対象に介護予防事業に関する研修等を実施し、市町の事業展開に対する支援を図ることができた。

ウ 地域リハビリテーション推進事業

【目的】

高齢者が住み慣れた地域社会の中で、安心してその人らしくいきいきとした日常生活を送ることができるよう、駿東田方医療圏域におけるリハビリテーションの提供支援体制を整備する。

【実績】

圏域内に広域支援センター及び支援センターを指定し、業務委託によりリハビリ実施施設の従事者への研修や技術指導等を実施した。

(指定機関)

広域支援センター	中伊豆リハビリテーションセンター (伊豆市)
支援センター	中伊豆温泉病院 (伊豆市)、NTT 東日本伊豆病院 (函南町)、フジ虎ノ門整形 外科病院 (御殿場市)、沼津リハビリテーション病院 (沼津市)

(令和6年度)

内 容	開催年月日
駿東田方地域リハビリテーション強化推進事業連絡協議会	令和6年7月31日
地域のリハビリテーション実施機関等の従事者及び一般地域住民を対象とした研修 (プラサヴェルデ 402 会議室 (ZOOM を含む)) 『なぜくりかえされるのか? その症状と行動: 依存症学の立場から考える』 『問題行動や生活背景に課題がある方への対応と退院支援』他	令和7年1月26日

【評価・改善】

県・地域リハビリテーション広域支援センター・各支援センター等の連携により多職種・多機関による切れ目のないリハビリテーションの提供を図ることができた。

エ 老人の日 (敬老の日) 記念事業

【目的】

「老人の日」を記念して、長年に渡り社会の進展に寄与してきた高齢者の長寿を祝い、地域全体で敬愛する。

【実績】

祝百歳 知事寿詞、記念品贈呈者

(単位：人)

市町名	令和6年度	令和7年度(予定)
御殿場市	28	24
小山町	10	9
計	38	33

【評価・改善】

対象の高齢者の長寿を称えるとともに、県民の敬老精神の高揚と高齢者の福祉の増進を図ることができた。

(3) 母子保健対策

ア 広域的母子保健フォローアップ支援事業

(ア) 乳幼児発達相談指導事業

【目的】

乳幼児健康診査等の結果等により、心身の発達の遅れ等の問題が疑われる乳幼児に対し、専門医等による相談・指導を行い、その児の健全な発達を促進する。

【実績】

(単位：人)

※令和7年度は6月30日現在

年度	回数(回)	対象児数(人)	発見動機別				相談結果				
			1歳6か月児健診	3歳児健診	その他市町実施の健診	その他	異常なし	経過観察	要精検	要医療	要入所
6	4	8	4	0	0	4	0	1	0	7	0
7	1	2	0	1	0	1	0	0	0	2	0

【評価・改善】

医療機関や市町と連携して、対象児とその家族に必要な今後の支援や保健・医療・福祉サービスの利用等について検討を行い、早期に医療につなげることができた。

(イ) 母子保健分野における地域子ども虐待予防事業

【目的】

駿東田方圏域における、医療機関と市町間での情報共有、妊産婦及び母子支援のあり方等の検討を行い、母子保健における子どもの虐待予防策として、ハイリスク妊婦及び特定妊婦の早期把握と不適切な養育の発見に努め、支援の強化を図る。

【実績】

(令和6年度)

会議名	開催年月日	参加者
駿東田方圏域妊産婦及び母子支援ネットワーク会議	令和7年1月31日(オンライン会議)	駿東田方圏域医療機関・助産院16人(10機関)、市町担当職員23人(9市町)、健康福祉センター5人(東部、御殿場) 東部児童相談所2人 計46人

※東部健康福祉センターと共催

【評価・改善】

令和6年度は予期しない妊娠をテーマに講義を設定し、妊産婦の現状と支援のあり方について関係

機関で情報共有、意見交換を行い今後の支援体制を考える機会となった。今後も妊産婦支援について関係機関で情報共有を行う機会を設け管内の課題などを把握しながら地域の連携を進めていく。

(ウ) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

【目的】

小児慢性特定疾病について、当事者が治療や日常生活を主体的に管理できるように支援していき、当事者や家族の日常生活上での悩みや不安の軽減を図る。

【実績】

事業名	開催年月日	参加者
交流会(悪性新生物・ターナー症候群)	令和6年9月6日 (東部総合庁舎)	悪性新生物参加者2人、ターナー症候群参加者4人、悪性新生物当事者1人、ターナー症候群当事者2人 がんの子どもを守る会1人 健康福祉センター職員7人 県庁こども家庭課1人 計18人
講演会「こどもから大人に向けた準備～移行期支援と災害対策について～」	令和6年11月20日 (当日 ZOOM 開催) 後日録画(YouTube)配信 令和6年11月20日～ 令和6年12月13日	当日参加 13回線、15人 後日視聴 78回 (医療関係者、学校関係者、幼稚園・保育園関係者及び行政関係職員(母子保健・児童福祉・防災担当など))

※賀茂・熱海・東部・富士健康福祉センターと共催

【評価・改善】

交流会については、小児慢性特定疾病医療受給者証の更新時に案内を同封したり、窓口での周知を実施したが、参加者が思うように集まらなかった。疾患を限定していたため、対象者の人数が限られてしまったことから、次年度以降は開催方法の見直し及び対象疾患の拡大を検討していく。

講演会はオンデマンド配信も実施したことにより、多くの参加者を得られた。今後も小児慢性特定疾病医療受給者の生活での困り感などを窓口などで聞き取り、実情に合った内容で自立支援事業を進めていく。

(エ) 母子保健関係職員等支援事業

【目的】

管内市町の母子保健関係者に対して、広域的・専門的な観点から支援を実施し、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図る。

【実績】

事業名	開催年月日	参加者
市町母子保健担当職員業務連絡会	令和6年7月3日 (東部総合庁舎)	市町母子保健業務担当者19人 健康福祉センター5人 県庁こども家庭課3人 計27人
ハイリスク家庭フォローアップ連絡会議	令和6年12月4日 (オンライン会議)	29医療機関62人、19市町54人、 5健康福祉センター10人

		県庁こども家庭課 2人 児童相談所職員 3人 計 131名
母子保健関係職員等研修会 「5歳児健診の実施に向けて」	令和7年2月18日 (東部総合庁舎 後日オンデマンド配信実施)	集合 11人 オンデマンド 69回 計 80人 (市町母子保健・保育担当職員、教育委員会職員、その他関係職員)

※「市町母子保健担当職員業務連絡会」「母子保健関係職員研修会」：東部健康福祉センターと共催

※「ハイリスク家庭フォローアップ連絡会議」：賀茂・熱海・東部・富士健康福祉センターと共催

【評価・改善】

母子保健関係職員等支援事業については、他健康福祉センターと共催で実施している。市町が感じている、母子保健分野の課題点や困難ケースについての共有を行うことにより、それぞれへの対策を考える機会となっている。業務連絡会の中で、令和7年度から開始される5歳児健診や、近年増加している外国人妊産婦への課題感が多く聞かれたため、それらの内容を基に広域的な立場から研修会や連絡会議を実施することができた。今後も市町の要望や課題を聞き、実態に合わせた研修会等を実施していく。

(オ) 生涯を通じた女性の健康支援事業

【目的】

女性はその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教室等を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。併せて、地域保健と学校保健が連携し、児童・生徒が自分のからだやこころに対する理解を深め、的確な自己管理ができるよう健康教育の基盤づくりを行う。

【実績】

事業名	開催年月日	参加者
北駿地域における学校保健に関する連絡会(実務者会議)	令和6年6月20日 (小山町役場)	御殿場市医師会(学校医)1人、市町教育委員会3人、養護教諭代表1人、市町担当者2人 御殿場健康福祉センター4人 計11人
北駿地域における学校保健に関する連絡会(研修会)	令和6年12月16日 (御殿場健康福祉センター)	御殿場市医師会(学校医)1人、小中学校養護教諭16人、教育支援センター5人、市町教育委員会2人、市町担当者(母子保健・児童福祉・社会福祉)10人 御殿場健康福祉センター4人 計38人
思春期講座	令和7年3月10日 (小山町立北郷中学校)	小山町立北郷中学校3年生 56人
思春期講座	令和7年3月17日 (小山町立須走中学校)	小山町立須走中学校3年生 27人

【評価・改善】

実務者会議では、教育、医療、行政の連携の場として情報共有・意見交換を行い、各機関の取組を把握する機会となった。研修会では教育現場からの要望が多かった不登校児童生徒に対する支援をテーマとし、満足度も高い研修会となった。また、教育現場から性教育実施についての要望が多く、令

和6年度から、依頼があった学校へ向けて思春期講座の実施を開始し、生徒の理解を深めることができた。

イ 小児医療給付

【目的】

小児慢性特定疾病により長期に渡る治療を要する児童に対し医療費の自己負担分の一部を助成することにより、児童の健全な育成と患者家族の負担軽減を図る。

【実績】

小児慢性特定疾病医療給付（新規・継続）承認状況

（単位：人）

※令和7年度は6月30日現在

区分 年度	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	変化を伴う症候群	染色体又は遺伝子に	骨系統疾患	脈管系疾患	計
6	8	3	0	9	6	2	0	1	4	6	2	1	3	1	46	
7	7	3	0	10	5	1	0	1	3	6	2	1	3	1	43	

【評価・改善】

児童の健全育成と患者家族の経済的な負担軽減が図られた。市町が実施することも医療費の拡充により小児慢性特定疾病医療給付を申請しない者も増加している。今後、静岡県立こども病院では、小児慢性特定疾病医療給付の利用を増やす取組を実施していく方針である。保健所からも対象児に対し、積極的に申請を促していく。また、小児慢性特定疾病該当者の現在のニーズを把握し、給付内容や支援等について関係機関と検討していく必要がある。

ウ 不妊治療費(先進医療費)助成事業

【目的】

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険診療との併用が認められている先進医療に要する費用の一部を助成する。

【実績】

申請件数

※令和7年度は6月30日現在

区分	令和6年度	令和7年度
御殿場市	15件	7件
小山町	5件	1件
計	20件	8件

【評価・改善】

本事業は、令和4年4月1日から保険適用となった不妊治療に併用された先進医療の部分が助成の対象となり、令和6年4月から実施された事業である。医療機関や市町を通じての周知がされてきたこともあり、管内では令和6年7月頃から毎月申請されるようになり、不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図った。

(4) 精神障害者福祉対策

精神保健福祉が入院医療主体から地域生活を中心とした支援に転換する中、精神障害者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、市町、相談支援事業所及び医療機関等の関係機関と連携して事業に取り組んでいる。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請保護等の状況

保護の申請等には、警察官等からの通報（法第23条～26条）、精神科病院の管理者からの届出（法第26条の2）等があり、保健所は申請等を受理した場合には、調査を行い、精神保健指定医による診察の要否を決定している。

※令和7年度は6月30日現在

区 分	申 請 ・ 通 報 及び届出件数	診察を受けた件数		診察不要
		要 措 置	措置不要	
令和6年度	32件	6件	2件	24件
令和7年度	6件	3件	0件	3件

イ 管内にある精神科病院の措置入院状況

※ 管内に措置入院の指定医療機関はない。（任意と医療保護入院のみ）

ウ 精神保健福祉総合相談事業

【目的】

精神科医師による2か月に1回の定期相談を開催するとともに、住民や精神保健福祉関係者からの相談に随時対応することにより、早期受診、早期治療、再発防止及び社会復帰の促進を図る。

また、市町等の関係機関と連携し、講話・研修の実施により、精神障害者への理解と支援を広げ、地域支援体制の整備の充実と推進を図る。

【実績】

a 相談等の実施状況

※令和7年度は6月30日現在

区 分	令和6年度		令和7年度	
	実人員	延人員	実人員	延人員
定期相談	2人	2人	0人	0人
その他相談	82人	103人	16人	20人
相談合計	84人	105人	16人	20人
訪 問	10人	16人	1人	1人

b 研修・会議等の開催状況

※令和7年度は6月30日現在

区 分	令和6年度		令和7年度	
	回 数	参加延人員	回 数	参加延人員
研 修 等	0回	0人	0回	0人

【評価・改善】

管内に専門医療機関が少ないため、治療の必要性や受診方法等の相談があり、早期の適正治療の情報提供の機会となっている。

研修等は、ここ数年来、実施していないため、令和7年度にピアサポーターを活用した研修会を企画し、管内における精神保健福祉に関する理解向上に努めていく。

エ ひきこもり個別相談事業

【目的】

関係機関と連携し、ひきこもりの状態にある方に対し個々の状況に応じ、適切な医療や福祉などの支援につなげ、併せて、その家族に対し、家庭における本人への対応方法を助言することにより、本人の社会復帰の促進を図る。

【実績】

※令和7年度は6月30日現在

区 分	令和6年度		令和7年度	
	実件数	延件数	実件数	延件数
相談件数	9人	25人	5人	7人

【評価・改善】

管内市町担当者や東部健康福祉センター常駐のひきこもり支援コーディネーターと連携し、本人及び家族に対する支援の場を提供できている。また、ひきこもりの背景には、不登校、ニート、発達障害がある場合も多く、多機関連携が重要である。特に義務教育終了後に福祉機関との関係が途切れてしまうケースが散見されるため、教育機関との連携を密にしていく必要がある。

教育機関との意見交換を継続するとともに、令和7年度は教育機関及び市町と連携した相談会が実施できるように進めていく。

オ 家族交流会（ひきこもり問題・発達障害）

【目的】

ひきこもりの状態にある方の家族及び発達障害児（者）の家族が、情報交換や交流を行う場を提供し、家族同士が気兼ねなく相互に悩みを語り合える環境をつくとともに、支援者とのつながりを広げる。

【実績】

※令和7年度は6月30日現在

区 分	令和6年度			令和7年度		
	回数	参加延人員	支援者参加延人数	回数	参加延人員	支援者参加延人数
グループワーク	4回	22人	9人	1回	7人	4人
外部講師による学習会	2回	11人	9人	0回	0人	0人
計	6回	33人	18人	1回	7人	4人

【評価・改善】

参加者は10～30代の若年の当事者家族が多い。それぞれの立場からの経験を共有し、情報交換することで有意義な交流ができた。

外部講師は、令和6年度静岡県ひきこもり支援センターアドバイザー派遣実施要領に基づき東海大学学生相談室 根本 英行 氏及び静岡市在住のピアサポーターを招聘し、学習会を実施した。各回とも参加者が活発な意見交換ができる場所であった。

カ 御殿場圏域ひきこもり対策ネットワーク会議

【目的】

地域の実情に応じたひきこもり対策の実施及び各機関の恒常的な連携構築のため、保健・福祉・教育等の関係機関からなる対策ネットワーク会議を開催し、支援体制の強化を図る。

【実績】

(令和6年度)

開催年月日	内 容	参加機関・数
令和7年1月20日	情報共有 (ひきこもり支援に関して各機関が実施している内容について) 事例検討	・市町(福祉、生活困窮、生活支援、児童、相談支援、就労支援、教育) ・市町社会福祉協議会(生活困窮、生活支援) ・静岡県(障害福祉課、精神保健福祉センター) 計13機関(18名)

【評価・改善】

ひきこもり支援の実施に消極的な機関もあることから、先進事例や社会資源などの具体的な情報を提供素材として、強固な連携を構築していく必要がある。また、当事者の話を聞くことで理解を深めるような対策も必要である。

キ 精神障害者地域移行・地域定着支援関連事業

【目的】

精神科病院からの地域移行に関する支援の効果や課題を検討し、当事者が望む地域での暮らしの実現のため、地域移行・地域定着の円滑な支援と推進を図る。

【実績】

※令和7年度は6月30日現在

		令和6年度	令和7年度
駿東田方圏域自立支援協議会 専門部会地域移行部会 (※当所職員の参加回数)	地域移行部会事務局会議	3回	0回
	地域移行部会・ワーキング	3回	0回
	ピア meets ピア ～広げようピアの輪研修～	2回	0回
	移動ピアサポート連絡会	4回	0回
	静岡県自立支援協議会地域移行部会	2回	0回
御殿場・小山障害児者自立支援協議会地域移行ワーキング	ピア交流会	3回	1回

【評価・改善】

駿東田方圏域自立支援協議会専門部会地域移行部会の事務局は東部健康福祉センターに設置されており、当所はその運営を支援している。部会においては、住居の問題、研修内容、ピアサポート活動等の課題について構成員である市町、病院、相談支援事業所等の関係団体と共有している。

近年はピアサポート活動に重点を置き、活動している。駿東田方圏域内の市町での活動支援、精神科医療機関での交流会の実施をすることで地域移行に向けた意識の醸成を図っている。

また、御殿場市及び小山町のピア交流会の実施を支援している。

ク 高次脳機能障害者地域基盤整備事業

【目的】

高次脳機能障害は、外見ではわかりにくい障害であり、治療から社会復帰に至るまでのシステムや福祉制度の狭間となり、的確なサービスが十分に提供されていない状況にあるため、高次脳機能障害者に関わる支援従事者を対象とした研修会の実施や高次脳機能障害と支援窓口への理解を深め、支援の充実を図る。

【実績】

(令和6年度)

開催年月日	高次脳機能障害者支援従事者基礎研修会 (東部健康福祉センターと共同で開催)	参加者
令和6年10月1日	(1) 「事例を通して高次脳機能障害者の支援について考える」 講師：聖隷沼津病院リハビリテーション課課長秋山尚也氏 (2) 事例検討 講師：聖隷沼津病院リハビリテーション課課長秋山尚也氏 NPO法人高次脳機能障害サポートネットしずおか 坂口英夫氏 中伊豆リハビリテーションセンター 大村真也氏 (3) 情報提供 「家族会の活動紹介」 講師：NPO法人 高次脳機能障害サポートネットしずおか 滝川八千代氏 「東部圏域の窓口紹介」 講師：東部健康福祉センター福祉課	46人

【評価・改善】

高次脳機能障害の基礎知識の習得を通し、それぞれの職種の視点で、その立場や役割について考える契機となった。

ケ 自殺総合対策事業

(ア) 自殺対策ネットワーク会議

【目的】

誰も自殺に追い込まれることがない社会の実現を目指し、自殺対策に関する普及啓発と人材養成に加え、関係機関・団体とのネットワークの構築連携・強化を図る。

【実績】

(令和6年度)

開催年月日	内 容	参加機関・数
令和7年3月4日	自殺対策 ネットワーク会議	・市町（自殺対策担当課、福祉、生活困窮、児童） ・市町社会福祉協議会（生活困窮、生活支援） ・静岡県（障害福祉課、精神保健福祉センター） ・御殿場消防署 ・御殿場警察署 計 12 機関（14名）

【評価・改善】

自殺対策の各機関の取り組みについて共有することができた。恒常的な連携構築のためには、先進事例や社会資源など具体的な情報提供、研修を会議の中で実施していく必要がある。

(イ) ゲートキーパー養成

【目的】

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る役割であるゲートキーパーの管内での数を増加させる。

実施日	研修名	会場	対象者・受講人数
令和6年 10月21日	御殿場・小山介護支援専門員連絡協議会	御殿場市民交流センター	ケアマネージャー 37人
令和6年 11月22日	令和6年度こころの健康づくりセミナー (ゲートキーパー養成研修(※))	オンライン	衛生管理者等 2人 (管内分参加者)
令和7年 1月21日	ゲートキーパー講習	御殿場警察署	警察職員 15人
令和7年 5月29日	北駿地区更生保護女性会 研修会	御殿場市民交流センター	会員 67人

※ 東部健康福祉センターと共催

【評価・改善】

多分野を対象として、受講人数は一定数確保することができた。今後は当所のみならず、市町での実施の促進を図っていく。

コ 措置入院者退院後支援事業

【目的】

措置入院となった者が退院後にその人らしく地域で生活を継続できるようにするため、関係機関と連携・協力して地域での生活の維持を図る。

【実績】

※令和7年度は6月30日現在

	令和6年度	令和7年度
① 退院後支援の対象とするか保健所で検討した人数 (実人数)	6人	3人
② ①のうち保健所長が必要と認めた人数 (実人数)	4人	1人
③ ②のうち対象者が同意した人数	3人	1人
④ 退院後支援計画の交付者数 (実人数)	2人	1人
⑤ 地域に退院し計画に基づく支援を開始した人数 (実人数)	2人	1人
⑥ ⑤のうち、計画に基づく支援を終了した人数 (実人数)	0人	0人

【評価・改善】

関係機関と連携してきめ細かな支援を実施することで、支援対象者が、地域での生活を継続できるようになっている。

なお、本人の同意を得られず支援対象とならなかった者についても、精神保健福祉法第47条に基づく相談指導を行い、地域生活を継続できるよう支援に努めている。

3 医療健康課

(1) 医務関係事務

ア 医療機関の許可・届出事務及び医療従事者等免許関係事務

【目的】

医療法に基づく病院・診療所の許可・届出事務及び医師法・歯科医師法等に基づく医療従事者等の免許申請手続きを的確に行い、良質かつ適切な医療の確保に資する。

【実績】

管内の診療機関の状況は「健康福祉部3」のとおりであり、これら機関の開設、廃止、変更等の許可・届出事務を行った。

また、管内の病床数及び医療従事者の状況は「健康福祉部4」のとおりであり、医療従事者等免許関係事務の令和6年度の処理件数は別掲表のとおりであった。

診療機関状況調

(令和7年6月30日現在)

区分		市町別		計
		御殿場市	小山町	
医療施設数		94	16	110
同上 内 訳	病院	7	3	10
	同上 一般病院	7	2	9
	内訳 精神病院	0	1	1
	一般診療所	48	7	55
	歯科診療所	36	6	42
	助産所	3	0	3
医師				125
歯科医師				53
保健師				45
助産師				13
看護師				912
准看護師				208
世帯数		33,529	6,442	39,971
人口		83,132	17,732	100,864

(注) 医師等医療従事者数は令和4年12月31日現在、世帯数は令和2年10月1日現在、人口は令和5年10月1日現在の数値である。

診療機関の許可・届出事務

(令和6年度)

区分	開設	変更	使用許可	廃止	休止
病院	0	0	0	0	0
一般診療所	7	9	0	7	1
歯科診療所	1	2	0	2	0
助産所	2	0	0	1	0
計	10	11	0	10	1

人口10万対病床数及び医師等の数調

(令和7年5月31日現在)

区分	病床数及び 医師等の数	人口10万対病床数 医師等の数		
		管内	県	全国
一般病床	861床	840.2	588.0	710.0
療養病床	276床	269.3	241.1	220.1
精神病床	77床	75.1	180.4	256.5
結核病床	0床	-	2.6	3.0
感染症病床	0床	-	1.4	1.5
病院計	1,214床	1,184.6	1,013.4	1,191.1
一般診療所一般病床	51床	49.8	42.0	57.0
一般診療所療養病床	0床	-	1.6	3.9
一般診療所計	51床	49.8	43.6	60.9
医師	125人	122.0	230.1	262.1
歯科医師	53人	51.7	64.5	81.6
保健師	45人	43.9	52.8	48.3
助産師	13人	12.7	30.3	30.5
看護師	912人	890.0	1,003.7	1,049.8
准看護師	208人	203.0	155.8	203.5

(注) 病床数は令和5年10月1日現在、医師等医療従事者数は令和4年12月31日現在の数値である。

No.	免許区分	処 理 件 数						計
		新規 登録	籍訂正・ 書換	再交付	登録 抹消	返納等	他県分 (再掲)	
1	医 師	3						3
2	歯 科 医 師	1						1
3	保 健 師	3	3					6
4	助 産 師	1						1
5	看 護 師	22	14	2				38
6	准 看 護 師	6	2	1			2	9
7	診療放射線技師	3						3
8	臨床検査技師	2						2
9	衛生検査技師							
10	理学療法士	11	6	1				18
11	作業療法士	3	2	1				6
12	視能訓練士	1						1
13	歯科技工士							
14	管理栄養士	4	1	0				5
15	栄 養 士	6	17	0				23
	計	66	45	5				

【評価・改善】

医療法等に基づき、正確かつ迅速な対応を心がけ円滑な事務処理ができた。届出や免許手続きが遅れた事例については、診療機関等への情報提供・指導を徹底するとともに、新規免許交付の際に訂正・再交付等の手続きについて周知を徹底している。

イ 病院等立入検査

【目的】

医療法に基づき医療施設に対する立入検査を実施し、県民が安心して良質かつ適切な医療サービスを受けられるよう、医療施設・人材等の質の向上を図る。

病院については毎年1回、診療所は原則として、有床診療所は3年に1回、無床診療所は5年に1回の定期検査を実施する。

【実績】

令和6年度においては、管内10病院すべてに対して実地の立入検査を実施した。そのほか、診療所11件、歯科診療所6件及び助産所2件について立入検査を実施した。

なお、検査結果は「健康福祉部25、26、27」のとおりであった。

【評価・改善】

検査により法令違反等が判明した事項については、指摘・指導し、改善措置状況を報告させた。

立入検査の状況調

区分	年度	医療 施設数	立入検査 実施数	検査率%	指摘 施設数	立入検査結果	
						指摘件数	指導件数
病 院	令和 5 年度	10	10	100.0	6	10	11
	令和 6 年度	10	10	100.0	6	6	4
	令和 7 年度 (7年6月30日現在)	10	0	0.0	—	—	—
一般診療所	令和 5 年度	57	13	22.8	9	3	7
	令和 6 年度	55	11	20.0	0	0	5
	令和 7 年度 (7年6月30日現在)	55	0	0.0	—	—	—
歯科診療所	令和 5 年度	44	13	29.5	3	0	3
	令和 6 年度	42	6	14.3	0	0	0
	令和 7 年度 (7年6月30日現在)	42	0	0.0	—	—	—
助 産 所	令和 5 年度	2	0	0.0	—	—	—
	令和 6 年度	3	2	66.7	0	0	0
	令和 7 年度 (7年6月30日現在)	3	0	0.0	—	—	—
計	令和 5 年度	113	36	31.9	18	13	21
	令和 6 年度	110	29	26.4	6	6	9
	令和 7 年度 (7年6月30日現在)	110	0	0.0	—	—	—

立入検査結果項目別不備数・率調

年 度	令和5年度			令和6年度			令和7年度 (7年6月30日現在)		
	検 査 項目数	不備数	不備率%	検 査 項目数	不備数	不備率%	検 査 項目数	不備数	不備率%
医 療 従 事 者	45	2	4.4	42	1	2.4	0	0	0.0
管 理	504	12	2.4	470	4	0.9	0	0	0.0
帳 票・記 録	42	1	2.4	39	0	0.0	0	0	0.0
業 務 委 託	64	0	0.0	61	0	0.0	0	0	0.0
防 火・防 災 体 制	50	5	10.0	50	5	10.0	0	0	0.0
放 射 線 管 理	123	0	0.0	116	0	0.0	0	0	0.0

(注) 検査項目数及び不備数は、管内各医療施設の延べ数である。

医療従事者不足状況調

区 分	年 度	病院数	不足 病院数	不 足 病院率%	不足病院の状況				
					必要数	現員	充足率%	不足数	
医 師	令和5年度	全県	170	3	1.8	17.43	15.81	90.7	1.62
		管内	10	1	10.0	3.0	2.33	77.7	0.67
	令和6年度	全県	170	0	0.0	—	—	—	—
		管内	10	0	0.0	—	—	—	—
	令和7年度 (7年6月30日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	—	—	—	—	—	—	—
看 護 師	令和5年度	全県	170	1	0.6	23.0	22.3	97.0	0.7
		管内	10	0	0.0	—	—	—	—
	令和6年度	全県	170	4	2.4	113.0	106.2	94.0	6.8
		管内	10	0	0.0	—	—	—	—
	令和7年度 (7年6月30日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	—	—	—	—	—	—	—
薬 剤 師	令和5年度	全県	170	4	2.4	7.0	4.6	65.7	2.4
		管内	10	0	0.0	—	—	—	—
	令和6年度	全県	170	6	3.5	24.0	20.6	85.8	3.4
		管内	10	1	10.0	1.0	0.5	50.0	0.5
	令和7年度 (7年6月30日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	—	—	—	—	—	—	—

(2) 保健医療施策に関する総合調整

ア 駿東田方圏域保健医療協議会

【目的】

御殿場保健所管内1市1町を含む駿東田方地域の6市4町を圏域とする「駿東田方保健医療圏」の保健医療供給体制の整備充実に関する事項を協議する。

[委員構成]

駿東田方圏域：37人

(市町長10人、医師会長4人、歯科医師会長4人、薬剤師会長4人、病院長12人、駿東田方地域MC協議会代表1人、保健所長2人)

【実績】

(令和6年度)

開催年月日	内 容	出席人数
令和6年 7月4日	<p>令和6年度第1回駿東田方圏域保健医療協議会・駿東田方構 想区域地域医療構想調整会議（駿東、三島・田方）合同開催 ＜議 題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度病床機能分化促進事業費補助金の実施 ・医師の働き方改革に関する特定労務管理対象期間の指定 ・疾病又は事業ごとの医療連携体制を担う医療機関（薬局） の変更 <p>＜報 告＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想における推進区域(仮称)の設定 ・沼津市立病院の病床返還(予定) ・地域医療介護総合確保基金 ・令和5年度病床機能報告 	47人 (Web開催)
令和7年 2月13日	<p>令和6年度第2回駿東田方圏域保健医療協議会・駿東田方構 想区域地域医療構想調整会議（駿東、三島・田方）合同開催 ＜議 題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駿東田方区域「区域対応方針」の策定 ・地域医療連携推進法人ふじのくに社会健康医療連合への参 加法人の追加 ・保健医療計画記載の医療機関の変更(疾病又は事業ごとの 医療連携体制調査) ・紹介受診重点医療機関(外来機能報告) <p>＜報 告＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療介護総合確保基金 ・新たな地域医療構想 ・感染症指定医療機関の見直し ・結核病床数の見直し ・静岡県医師数等調査の結果 ・令和7年度新規事業（医師偏在対策強化） 	47人 (Web開催)

【評価・改善】

各議案について各委員から助言等を得るとともに、駿東田方圏域の医療及び連携体制の状況等について報告・意見交換を行うなど、各種団体の代表者による共通認識に基づく地域医療提供体制の確保を図っている。

イ 地域医療構想調整会議

【目的】

平成 26 年 6 月に医療法が改正され、都道府県は、地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿である「地域医療構想」を医療計画の一部として新たに策定することが定められた。これを踏まえて、本県では平成 28 年 3 月に「静岡県地域医療構想」を策定し、2025 年（令和 7 年）時点の必要病床数や在宅医療等の必要量の実現に向けた方向性等を設定した。構想策定後は、圏域ごとに医療関係者等で構成する会議を設け、2025 年における病床・在宅医療等の目標を達成するための方策などについて必要な協議を行うこととされているため、標記の会議を設置して議論を進めている。

令和 6 年度は、駿東田方が地域医療構想における推進区域に設定されたことを受け、区域対応方針の策定を行った。

[委員構成]

駿東圏域：19 人

（医師会長 2 人、歯科医師会長 2 人、薬剤師会長 2 人、病院長 6 人、看護協会代表 1 人、保険者代表 1 人、老人施設代表 1 人、市町代表 2 人、保健所長 2 人）

三島・田方圏域：18 人

（医師会長 2 人、歯科医師会長 2 人、薬剤師会長 2 人、病院長 6 人、看護協会代表 1 人、保険者代表 1 人、老人施設代表 2 人、市町代表 1 人、保健所長 1 人）

【実績】

令和 6 年度は、駿東田方圏域保健医療協議会と合同開催としたため、実績は「ア 駿東田方圏域保健医療協議会」に記載した。

【評価・改善】

「静岡県地域医療構想」における駿東田方圏域の構想実現に向けて、「地域医療構想調整会議」を開催してきた。この中で、駿東田方圏域においては、回復期の機能や在宅医療について課題があることが確認された。今後も圏域内の必要病床数の確保に向けた各医療機関の機能分化と連携、在宅医療の提供体制の整備を中心に、地域に必要な医療資源の確保に向けて協議を進めていく。

ウ 地域災害医療対策会議及び災害医療コーディネーターの設置

【目的】

大規模災害時に医療救護施設等の医療ニーズを把握・分析した上、医療チームを配置調整するなどのコーディネート体制を確立するため、原則として二次医療圏単位で「地域災害医療対策会議」を開催し、平常時から、地域の災害医療関係者の顔の見えるネットワ

ークを構築するとともに、大規模災害時に医療資源の需給調整に関し保健所長の業務を補完する「災害医療コーディネーター」を配置している。

【実績】

(令和6年度)

開催日	内 容	参加
令和6年 11月1日	【災害医療対策会議】 ・講演「能登半島地震での医療救護活動について」 ・講演「市町における災害対策本部活動及び災害時の情報伝達について」 ・各市町、各医療機関等による情報交換	地域災害医療対策会議構成機関（市町、各医師会、各薬剤師会、病院、消防本部、地域局、保健所）から122名が参加（Web開催）
令和6年 11月29日	【災害医療コーディネーター参集・情報伝達訓練】 コーディネーターの活動場所（東部健康福祉センター2階 一般健康相談室）への参集及び県本部への報告、F U J I S A N、E M I S等を活用した被災状況の情報収集や医療救護施設の把握、状況分析、医療資源需給調整等シミュレート等	コーディネーター8人中6人出席（東部保健所・御殿場保健所職員合同実施）
令和7年 3月5日	【災害医療担当者会議】 ・発災直後の行政職員間の情報共有について ・市町を越えて移送が必要な患者の搬送先調整について ・救護所設置箇所見直しの状況について ・令和7年度の医療救護研修会の内容について	地域災害医療対策会議構成機関（市町、保健所）から19名が参加

【評価・改善】

災害医療コーディネーターの参集・情報伝達訓練は毎年の訓練として定着してきた。今後も、平常時から、顔の見える関係作りを通じて、大規模災害時に地域の医療関係者と災害医療コーディネーター、保健所が効果的に連携できる体制を構築していく。

(3) 人材養成事業

【目的】

地域看護学及び公衆栄養学の実習現場として、県内大学の実習生を受け入れ、人材養成に努める。

【実績】

ア 看護師養成学生実習

管内オリエンテーションの実習を行った。

(令和6年度)

学 校 名	実習場所	実 習 期 間	人 数
順天堂大学 保健看護学部	御殿場保健所	令和6年9月19日	12人

- イ 管理栄養士養成学生実習
保健所及び市町保健部門での実習を行った。

(令和6年度)

学 校 名	実 習 期 間	人 数
静岡県立大学 食品栄養科学部	令和6年6月3日～7日(5日間)	3人

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

学 校 名	実 習 期 間	人 数
静岡県立大学 食品栄養科学部	令和7年6月2日～6日(5日間)	3人

【評価・改善】

現地実習を通じて学生の理解を深め、将来の地域保健の担い手を育成した。

(4) 医師確保対策事業(ふじのくに地域医療支援センター東部支部事業)

【目的】

医師確保対策を一元的かつ専門的に推進するため、ふじのくに地域医療支援センター東部支部(構成員:県内富士市以東の公的病院等院長、郡市医師会長、保健所長等)の事務局である東部保健所に協力し、地域への医師の定着に向けた病院間の連携をより一層強化するための環境整備に取り組んでいる。

【実績】

ア ふじのくに地域医療支援センター東部支部運営会議の開催

<構成員>

医師会代表3人(沼津医師会長 他)、公的病院長22人(沼津市立病院長他)、
アドバイザー2人(静岡がんセンター総長 他)、保健所長5人(東部、御殿場、
賀茂、熱海、富士)

<議事内容>

事業内容の検討や方針の決定、医師確保部会決定事項の報告

<開催実績>

開催日	主な内容
令和6年6月17日	第1回静岡県医療対策協議会医師確保部会協議内容の報告 令和6年度支部活動計画
令和7年3月12日	第3回静岡県医療対策協議会医師確保部会協議内容の報告 令和6年度支部活動実績報告 令和7年度支部活動計画

イ 病院見学会の開催

(令和6年度)

開催日	参加人数	見学先
令和6年7月19日	医学生 2人	静岡医療センター、富士市立中央病院
	医学生 3人	順天堂大学医学部附属静岡病院、沼津市立病院
令和7年3月7日	医学生 12人	富士市立中央病院、富士宮市立病院、沼津市立病院
	医学生 7人	順天堂大学医学部附属静岡病院、静岡医療センター、伊東市民病院

ウ 合同研修の開催

(令和6年度)

開催日	参加人数	内 容
令和6年6月29日 静岡医療センター	医師 7人	・手技トレーニング (マスク換気、ビデオ咽喉鏡、外科的気道確保等) ・シナリオトレーニング
令和7年1月25日 静岡医療センター	医学生 23人	・スキルトレーニング (鎮静、縫合、中心静脈ライン穿刺) ・キャリア形成グループワーク

エ 聖マリアンナ医科大学での静岡県東部地域病院説明会・意見交換会の開催 (令和6年度)

開催日	参加人数及び内容
令和6年12月6日	聖マリアンナ医科大学(理事長、学長、附属病院長等) 10人 静岡県医学修学研修資金貸与学生 15人 東部地域病院関係者(病院長等) 10人 東部地域の初期臨床研修施設である公的病院の代表者等が、聖マリアンナ医科大学を訪問して、静岡県医学修学研修資金貸与学生に対して、各病院の研修環境等について説明した。 ・各病院医師からの病院紹介及び質疑応答

【評価・改善】

東部地域に医師を増やすために、医学生対象の「病院見学会」を開催した。また、令和2年度より開催を見送っていた「合同研修」及び「聖マリアンナ医科大学での静岡県東部地域病院説明会」を再開した。更なる医師確保に向け、今後もより効果的・効率的な事業の執行に努めていく。

(5) 健康増進対策

県民が心身共に健康に暮らすことを目標とし、「健康増進計画」に基づき、管内市町及び関係機関等との連携・協働により、各種の健康づくり事業を実施し、地域住民の健康水準の向上を図る。

ア 県民のライフステージに合わせた健康づくりの推進

(ア) 生活習慣病予防対策事業

【目的】

特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上、メタボリックシンドロームの減少に向けた普及啓発や情報提供を行う。また、地域や職域の関係者との連携を図るとともに市町への支援を行う。

【実績】

令和6年度から「静岡県健康増進計画」(2024年度～2035年度)に基づき事業を実施した。①肥満対策の推進、②喫煙習慣の改善を二大目標に設定し、市町や医師会等関係機関と連携した普及啓発に取り組んだ。

また、「御殿場健康福祉センター地域・職域連携推進連絡会」では、地域の健康課題全般についての意見を伺い、健康課題の解決に向けて検討を重ねた。

a 御殿場健康福祉センター地域・職域連携推進連絡会 (生活習慣病対策連絡会)

(令和6年度)

内 容 等	構成組織
実施日：令和7年1月30日 会 場：御殿場健康福祉センター 内 容：各組織における健康づくり対策、地域の健康課題に対する意見交換 出席人数：14人	医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健委員協議会、市町教育委員会、市町商工会、市町担当課、労働基準監督署、全国健康保険協会静岡支部、静岡県国民健康保険団体連合会、健康福祉センター

b 静岡県健康増進計画に基づく地域別事業の実施

(令和6年度)

項目	方法	内容
生活習慣病対策	事業所における健康経営	実施日：令和6年6～7月 内 容：事業所(4カ所)に対し、ヒアリングの実施
	減塩の普及	給食施設に対し「ふじのくにお塩のとりかたチェック」の配布
	糖尿病等重症化予防事業	【指導者研修会】 実施日：令和7年3月5日 内 容：行政報告「自治体における重症化予防対策」 講演「ヤル気にさせる糖尿病診療支援」 (講師 富士病院糖尿病内科部長 佐藤賢氏) グループワーク「症例検討」 対 象：管内医療関係者、市町担当者

	地域・職域連携推進事業	<p>【セミナー】 実施日：令和7年3月11日 内 容：行政説明「労働衛生行政の動向」 （沼津労働基準監督署） 情報提供（協会けんぽ、行政） 企業による取組紹介（2社） 情報交換 対 象：事業所担当者</p>
		<p>【自分の体の見える化健康経営モデル事業】 内 容：事業所での健康測定イベントの効果検証 ①従業員意識調査 8月・1月 ②健康測定イベント 9月・2月 対 象：管内事業所の従業員</p>
		<p>事業所に対して、健康教育媒体の貸出</p>
禁煙・受動喫煙防止対策	働く世代対象事業	<p>【禁煙外来・禁煙支援薬局リストの配布】 実施月：通年 内 容：禁煙外来禁煙支援薬局名簿を希望する機関への配布 ・事業所で実施する健康イベントにて、禁煙対策について啓発を行った。(9/25、2/19)</p>
		<p>【禁煙対策ヒアリング】 実施日：令和6年7月9日 内 容：管内の事業所を訪問し、ヒアリングを実施 併せて健康福祉センター事業について周知</p>
	子どもに対する防煙事業	<p>【健康教育媒体の貸出】 実施月：通年 内 容：小中学校での防煙指導のための機材貸出し・健康教育教材リストの配布(小学校、中学校等)</p>
		<p>【防煙教育のヒアリング】 実施日：令和6年7月31日、9月18日 内 容：管内1小学校、1中学校へ訪問し、学校の防煙教育についてヒアリングを実施</p>
		<p>【子どもから大人へのメッセージ事業周知】 実施日：令和6年6月20日、7月31日、9月18日 内 容：学校保健連絡会及び防煙教育ヒアリング時に、事業の周知を実施</p>

禁煙・受動喫煙防止対策 (たばこ)	禁煙デーの普及啓発	【ポスターの掲示】 実施月：令和6年5～6月 内 容：庁舎内にポスターを掲示
	受動喫煙防止ミニ講話	実施月：通年（計16回、延人数：397人） 内 容：飲食店新規許可証交付講習会・食品衛生責任者更新講習会等で受動喫煙防止条例についてのミニ講話
	市町イベントへの参加	【おやま健康フェスタ】 実施日：令和6年9月14日 内 容：肺チェッカーによる肺年齢測定、肺の膨らみ方模型の展示、1年分のタール見本展示、リーフレット等配布
歯科保健対策	市町イベントへの参加	【御殿場市歯と口の健康大会】 実施日：令和6年6月1日 内 容：ソルセイブ体験による味覚チェック、歯科保健に関する展示及び啓発物配布

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

項目	方 法	内 容
禁煙・受動喫煙防止対策	こどもに対する防煙事業	【健康教育媒体の貸出】 実施月：通年 内 容：小中学校での防煙指導のための機材貸出し 健康教育教材リストの配布(小学校、中学校等) 【管内の喫煙状況等の説明】 実施日：令和7年6月26日 内 容：福祉課主催の学校保健連絡会の中で管内の喫煙状況について及びこどもから大人へのメッセージ事業について学校関係者に対して説明
	禁煙デーの普及啓発	【ポスター掲示】 実施月：令和7年5～6月 内 容：庁舎内にポスターの掲示
		【受動喫煙防止キャンペーン】 実施日：令和7年5月28日、29日 内 容：飲食店における改正健康増進法の施行状況の確認
受動喫煙防止ミニ講話	実施日：令和7年4月18日、5月21日、6月18日、6月25日 延人数：106人 内 容：飲食店新規許可証交付講習会・食品衛生責任者更新講習会等で受動喫煙防止条例についてのミニ講話	
歯科保健対策	市町イベントへの参加	【御殿場市歯と口の健康大会】 実施日：令和7年6月7日 内 容：ソルセイブ体験による味覚チェック、 歯科保健に関する展示及び啓発物配布

【評価・改善】

地域・職域連携推進連絡会にて、地域の健康課題に対する各組織における対策について意見交換を実施した。特に、働く世代の肥満及び禁煙対策を優先的により推進していくために、推進部会を今後立上げ、事業の検討をしていく。

禁煙・受動喫煙防止対策では、市町イベントへの参加やミニ講話、新聞記事の掲載等を行うことにより、住民に対する禁煙・受動喫煙防止の普及啓発ができた。

イ 食育による健康づくりの推進

【目的】

食育推進体制の整備や健康に配慮した食の環境を整備し、食を通じた住民の健康づくりを推進する。

【実績】

(ア) 食育推進実践事業

食育月間等に合わせて、広く県民へ向けて食育の普及啓発を行った。

(令和6年度)

項目	内 容 等	出席者
食育推進会議・食育連絡会の開催 市町会議の開催支援	<p>【御殿場市食育推進懇話会】</p> <p>回 数：1回</p> <p>会 場：御殿場市保健センター</p> <p>内 容：事業報告、事業計画</p>	東海大学短期大学部、御殿場小山地域活動栄養士会、御殿場市健康づくり食生活推進協議会、御殿場市婦人会、みくりやの里・食の魅力探求隊、NPO法人 エコハウス御殿場、私立保育所、小学校家庭教育学級、御殿場農業協働組合、御殿場市商工会、社会福祉協議会、病院栄養士、御殿場市立学校給食センター、高等学校養護教諭、御殿場健康福祉センター
研修会 食育指導者	<p>【1】</p> <p>実施日：令和6年11月1日</p> <p>内 容：給食施設の衛生管理、給食施設の役割（静岡県食育推進計画）</p> <p>【2】</p> <p>実施日：令和6年11月19日</p> <p>内 容：講演「保育所における食育のあり方・進め方ー栄養士の役割を視野にいれてー」（白梅学園大学子ども学部子ども学科 教授 師岡 章）</p>	給食施設
食育の推進 地域における	<p>実施月：令和6年6月～9月</p> <p>会 場：御殿場合同庁舎ロビー</p> <p>内 容：ロビー展示・パンフレットの配架</p>	県民

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

項目	内 容 等	出席又は構成組織
食育の推進 地域における	<p>実施月：令和7年6月</p> <p>会 場：御殿場合同庁舎ロビー</p> <p>内 容：ロビー展示・パンフレットの配架</p>	県民

(イ) 食の環境整備事業

事業所給食施設に対し、栄養バランスのとれたおかずである「しずおか健幸惣菜」の普及啓発を実施した。

【評価・改善】

a 食育推進実践事業

他部署・組織と連携した事業の取組を進めていくとともに、市町食育計画の進捗状況について、確認していく。

b 食の環境整備事業

健康課題である働く世代の健康づくりを推進していくため、引き続き事業所給食での健康に配慮したメニューの提供を促していく。

ウ 連携・協働で進める健康づくりの推進

(ア) 市町機能の強化事業

健康増進事業費助成事業

【目的】

県民の健康増進を図るため、健康増進法第 17 条及び第 19 条の 2 の規定に基づき、市町が実施する健康増進事業の円滑な推進及び充実強化を図る。

【実績】

補助金交付申請等のとりまとめ事務により、市町が実施した健康増進事業の状況を把握し、指導・支援を行った。

(令和 6 年度)

補助対象市町	総事業費	補助金額(2/3)	事業内容
御殿場市	11,962,417 円	7,441,000 円	健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等
小山町	3,822,290 円	2,497,000 円	

【評価】

市町に対して、年 2 回の事業実施状況ヒアリング及び補助金交付申請等のとりまとめ事務を実施し、助成対象の健康増進事業について把握することにより、各事業の計画的な実施を確認し、補助金額の決定・交付を円滑に行うことで、市町との連携が図られた。今後も市町において適切な事業実施となるよう支援していく。

(イ) 健康増進指導事業

【目的】

健康福祉センター及び市町における健康増進指導業務を効果的に推進するとともに、地域の保健従事者の定着及び資質の向上を図る。

【実績】

a 健康増進指導技術連絡会議

健康増進対策事業の円滑な実施と充実を図るため、所内及び管内市町との連携による連絡会及び検討会を実施した。

(令和6年度)

内 容 等	出 席 者
【北駿地域における学校保健に関する連絡会】 実施日：令和6年6月20日 内 容：情報提供、研修会実施計画、意見交換	医師会、教育委員会、市町、 センター 11人
【健康増進事業ヒアリング】 実施日：令和6年8月6日 内 容：健康増進事業、がん検診、意見交換	御殿場市、センター 9人
【健康増進事業ヒアリング】 実施日：令和6年8月8日 内 容：健康増進事業、がん検診、意見交換	小山町、県庁、センター 7人
【統括保健師連絡会】 実施日：令和6年10月7日 内 容：人材育成、災害時の体制	市町、センター 3人
【感染管理看護師等連絡会】 実施日：令和6年10月30日 内 容：講演「病院における感染対策の基本&新型コロナウイルス対策」、情報交換	病院、市町、センター 29人
【統括保健師連絡会】 実施日：令和7年2月21日 内 容：講演、人材育成	市町、センター 4人
【健康増進・職域事業担当者連絡会】 実施日：令和7年2月21日 内 容：健康増進事業、職域を対象にした健康づくり	市町、県庁、センター 9人

b 新任地域保健従事者研修会

市町の新任保健師、管理栄養士及び指導者を対象とした研修を実施した。

(令和6年度)

内 容 等	参加者等
実施日：令和7年1月27日 内 容：【集合研修】 個別支援をテーマ目標に研修を実施した。 ・対象者理解 ・ロールプレイ	9人

<p>実施:令和6年10月～令和6年12月</p> <p>内容:【実地研修】</p> <p>管内他市町・健康福祉センター内の事業に新任保健師、管理栄養士が参加し、知識・技術を学ぶ機会とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳児健診（御殿場市実施） ・新生児訪問 赤ちゃん訪問（御殿場市実施） ・元気塾 月組B（小山町実施） ・オレンジカフェ たんぽぽ（小山町実施） ・出張健康相談会「健康屋さん」（小山町実施） ・家族交流会「ひきこもり問題・発達障害」（御殿場健康福祉センター福祉課実施） 	<p>延べ7人</p>
--	-------------

c 給食施設指導事業

喫食者の健康増進及び生活習慣病の予防を図るため、給食施設の実態を調査し、必要な指導を行った。

(令和6年度)

給食施設数	116施設
うち特定給食施設数	61施設
個別指導延施設数	23施設
集団指導施設数	2回、100施設、153人

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

個別指導延施設数	9施設
集団指導施設数	1回、39施設、69人

【評価・改善】

a 健康増進指導技術連絡会議

市町従事者及び地域で活躍する保健従事者等を対象に研修会を行い、地域の保健従事者の資質向上を図った。

b 新任地域保健従事者研修会

対象者のニーズを把握し、より実践力を習得できるよう、内容や方法を工夫していく。

c 給食施設指導事業

衛生管理及び栄養管理について、講習会を通じて周知し、給食業務従事者の資質向上を図った。

エ 推進体制の整備

【目的】

地域の健康づくり事業を市町と連携して推進する体制を整備するため、会議・研修会等を通じて事業調整や情報交換等を行い事業を推進する。

また、地域住民の健康づくり意識の高揚を図るため、定期的に健康増進等に関する情報を提供する。

【実績】

(ア) 市町健康づくり推進協議会への参加

(令和6年度)

出席回数	3回（御殿場市1回・小山町2回）
------	------------------

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

出席回数	2回（御殿場市1回・小山町1回）
------	------------------

(イ) 健康づくりリーダー育成・支援事業

食の健康づくりリーダーの育成を支援した。

(令和6年度)

内 容 等	出 席 者
【御殿場市食育推進協議会 第1回定例会（講習会）】 実施日：令和6年5月23日 内 容：静岡県の食育について	御殿場市食育推進協議会 会員18人
【御殿場市食育推進員養成講座】 実施日：令和6年10月8日 内 容：静岡県の食育について	市民、会員、看護学生 20人

(ウ) 健康情報提供事業

毎月1日の県民健康の日を中心に、地元新聞に「ふじのくに健康づくり通信」「県民健康の日」としてテーマ別記事を寄稿するとともに、健康に関する各種週間を中心に庁舎ロビー等に啓発パネル等を展示した。

a 啓発記事を寄稿（岳麓新聞）

(令和6年度)

	記事タイトル
5月	・指定難病医療費助成制度と小児慢性特定疾病医療費助成制度について
6月	・望まない受動喫煙を防ぐために ・歯と口の健康について考えましょう ・いつもの食事に野菜をプラス！野菜を食べて健康に
7月	・薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」 ・7月28日は「日本肝炎デー」です。～肝炎ウイルス検査を受けましょう～
8月	－

9月	<ul style="list-style-type: none"> ・たくさん食べて健康に ～野菜と健康の関係～ ・9月24日から30日までは結核・呼吸器感染症予防週間です
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・10月は「骨髄バンク推進月間」です ～生きるチャンスを善意によって広げてゆく活動～ ・10月は「がん検診受診率60%達成に向けた集中キャンペーン月間」です。～がん検診を受けましょう～
11月	—
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・12月1日は世界エイズデー ・飼い主のいない猫対策の効果が出ています。～猫による被害で困っていませんか？～ ・障害に対する理解を深め、互いに たすけあい ささえあっていきましょう ～12月3日(火)から9日(月)までは、障害者週間です～
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「誰かの明日を考える。はたちの献血」～はたちの献血キャンペーン実施中！～ (未掲載)
2月	—
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「男性の方も 女性特有の健康課題について一緒に考えましょう」～3月1日から8日までは女性の健康週間です～ ・3月は自殺対策強化月間です

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

	記事タイトル
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・指定難病医療費助成制度と小児慢性特定疾患医療費助成制度について ・受動喫煙を防ぐために
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・治療のためにHIV検査を受けましょう ・歯と口の健康を守ろう ・高血圧予防！まずは、野菜摂取と定期的な血圧測定を ・薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

b パネル・ポスター展示及びパンフレットの配布

(令和6年度)

行 事 名	実 施 期 間	備 考
食育月間	6月1日～6月30日	食育月間・野菜を食べよう
健康増進普及月間	9月1日～9月30日	栄養・運動・休養

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

行 事 名	実 施 期 間	備 考
食育月間	6月1日～6月30日	食育月間

【評価・改善】

(ア) 市町健康づくり推進協議会への参加

市町の健康づくり事業の取組について意見交換し、相互理解が得られた。今後も市町の事業実施への支援を通じて連携を強化していく。

(イ) 健康づくりリーダー育成・支援事業

市町の支援状況を把握し、地域の健康づくり活動が活発に行われるよう市町と連携しながら支援していく。

(ウ) 健康情報提供事業

地元新聞社及び所内各課の協力により、県民に対し健康に関する最新の正しい情報を提供できた。今後も県民への積極的な情報提供に努める。

(6) 調査

【目的】

法や通知に基づき、国民の身体状況等を明らかにするために調査を実施する。

【実績】

a 令和6年国民健康・栄養調査

身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣状況を把握し、健康増進の推進を図るための基礎資料を得ることを目的として実施した。なお、身体状況調査は、高い受診率をあげ得るよう考慮して、日時・場所等を設定した。

地区	時期	対象世帯	対象世帯員
御殿場市萩原地区	10～11月	64世帯	102人

b 令和6年歯科疾患実態調査

歯科保健の状況を把握し、今後の歯科保健医療対策を推進するための基礎資料を得ることを目的として実施した。(令和6年国民健康・栄養調査の調査地区と同じ)

地区	時期	調査実施者数	口腔内診査受診者数
御殿場市萩原地区	10～11月	64人	21人

(7) 感染症対策

ア 感染症予防対策

【目的】

感染症の予防とまん延防止を推進するため、患者発生後速やかに調査及び健康診断を実施するとともに、関係機関への情報提供や啓発を図る。

【実績】

(ア) 感染症発生時の対応

患者発生時には、患者の人権に配慮しながら、積極的疫学調査を行い、二次感染やまん延防止に努めた。

感染症集団発生時には、施設に対し指導・助言を行い施設内での感染拡大防止及び

早期収束に努めた。

(令和6年度)

疾病名	疫学調査件数
腸管出血性大腸菌感染症	6件（内1件は他保健所からの依頼）
つつが虫病	4件

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

疾病名	疫学調査件数
腸管出血性大腸菌感染症	4件

(イ) 感染症予防の会議・研修等

地域での感染症対策の向上を図ることを目的として、病院に勤務する看護師等を対象とした連絡会を開催した。また、感染拡大が起りやすい社会福祉施設等の職員を対象に講義や演習を行った。併せて、自衛隊の衛生管理担当者向けに予防対策の普及啓発を行った。

(令和6年度)

開催年月日	対象者	内容	参加者数
令和6年 6月26、27、 28日	自衛隊富士学校、板妻駐屯地、駒門駐屯地、滝ヶ原駐屯地の衛生管理担当職員	【感染症予防対策の普及啓発】 ・つつが虫病の予防対策 ・梅毒の予防対策	4施設
令和6年 10月30日	管内病院感染管理担当職員、市町職員、保健所職員	【感染管理看護師等連絡会】 ・講演 「病院における感染対策&新型コロナウイルス対策」 感染管理認定看護師 安部 恵子氏 ・情報提供	26人
令和6年 12月20日	社会福祉施設職員	【感染症・精神保健に関する研修会】 ・施設における感染対策について及び演習 ・御殿場保健所管内の結核発生状況について	16人
令和7年 2月27日	施設職員、利用者	【手洗い講座】 ・手指衛生についての説明及び手洗いチェックカーを用いた演習 ・ノロウイルスについて	22人
令和7年 3月13日	施設職員	同上	41人

(ウ) 感染症発生動向調査

定点医療機関と保健所・県・国の3者をオンラインで接続したサーベイランスシス

テム（流行監視体制）により感染症の発生動向を把握し、必要時注意を呼びかけた。
また、管内市町・医療機関等に情報提供し、発生状況を共有した。

【評価・改善】

（ア）感染症発生時の対応

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、迅速かつ適切に対処し、二次感染やまん延を防止できた。

（イ）感染症予防の会議・研修等

様々な対象に研修会等を実施することができた。当所管轄地域は感染症指定医療機関がなく、感染管理認定看護師も在籍しないため、今後も地域の感染対策を担う関係者と定期的に情報交換等を行い、地域全体で感染対策に取り組む必要がある。

（ウ）感染症発生動向調査

定点医療機関と保健所・県・国の3者をオンラインで接続したサーベイランスシステム（流行監視体制）により感染症の発生動向を把握するとともに、定点医療機関、医師会、市町等に情報をフィードバックし、感染症の発生動向を周知できた。定点当たりの患者数が他保健所よりも高い傾向であるため、引続き情報提供を行っていく。

感染症患者発生状況調

(令和6年度)

分類・疾病名		市 町			計	5年度	4年度
		御殿場市	小山町	管外			
一類	【発生なし】	0	0	0	0	0	0
二類	結核	3	1	0	4	5 ^{※3}	5
三類	腸管出血性大腸菌感染症	3	2	0	5	1	1
四類	つつが虫病	3	2	0	5	4	8 ^{※1}
	レジオネラ症	0	0	0	0	1	0
	サル痘	0	0	0	0	1 ^{※2}	0
五類(全 数把握 分)	ウイルス性肝炎 (E、Aを除く)				0	0	1
	後天性免疫不全症候群				0	2	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症				1	0	0
	梅毒				9	8	9
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症				0	2	0
	百日咳				2	0	0
新型イン フルエン ザ等感染 症	新型コロナウイルス感染症 ^{※4}					346	21,332
計					26	370	21,356
五類(定 点把握 分)	インフルエンザ				4,816	7,751	1,392
	感染性胃腸炎				1,634	1,405	1,404
	新型コロナウイルス感染症 ^{※4}				5,014	7,639	

(注) 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。

※1 8件中1件は管外在住者

※2 1件中1件は管外からの届出

※3 5件中1件は管外在住者

※4 新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日以降、新型インフルエンザ等感染症から、五類(定点把握分)となった。

感染症患者発生状況調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

分類・疾病名		市 町			計	6年度 同 期	5年度 同 期
		御殿場市	小山町	管外			
一類	【発生なし】	0	0	0	0	0	0
二類	結核	0	1 ^{※1}	0	1	0	0
三類	腸管出血性大腸菌感染症	4	0	0	4	0	0
四類	つつが虫病	0	0	0	0	1	0
	サル痘	0	0	0	0	0	1 ^{※2}
	チクングニア熱	0	0	1	1	0	0
五類(全 数把握 分)	ウイルス性肝炎 (E、Aを除く)	/	/	/	0	0	0
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	/	/	/	0	0	1
	梅毒	/	/	/	2	4	3
	水痘 (入院)	/	/	/	1	0	0
	百日咳	/	/	/	11	0	0
新型イン フルエン ザ等感染 症	新型コロナウイルス感染症 ^{※3}			/	/	/	346
計		/	/	/	20	5	351
五類(定 点把握 分)	インフルエンザ	/	/	/	93	352	312
	感染性胃腸炎	/	/	/	414	303	277
	新型コロナウイルス感染症 ^{※3}	/	/	/	304	1,075	63

(注) 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。

※1 1件中1件は管外からの届出

※2 1件中1件は管外からの届出

※3 新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日以降、新型インフルエンザ等感染症から、五類(定点把握分)となった。

イ エイズ予防対策

【目的】

エイズと性感染症の相談及びHIV抗体検査を実施し、感染者の早期発見、二次感染予防に努める。また、エイズに関する正しい知識の普及啓発を図るため、研修会の開催や青少年を対象とした啓発活動を実施する。

【実績】

(ア) エイズ相談・HIV抗体検査

毎月1回の昼間の迅速検査のほか、希望者が検査を受けやすい体制を確保するため、東部保健所及び熱海保健所と共同で夜間検査を実施した。

エイズ相談等実施状況調

区 分	相 談 件 数			検 査 受 付 件 数		
	男	女	計	男	女	計
令和5年度	5	2	7	66	24	90
令和6年度	0	1	1	59	14	73
令和7年度 (6月30日現在)	4	1	5	6	0	6

(注) 相談件数は検査予約及び検査時における相談を除いている。

(イ) エイズ予防普及啓発事業

(令和6年度)

事 業 名	内 容 等	参加者等
HIV検査普及 週間、エイズ デーキャンペ ーン	実施日：令和6年6月3日～令和6年6月7日 内 容：HIV検査普及週間に合わせて、庁舎ロビーにて啓発品を配架	来庁者、職員
	実施日：令和6年6月4日、12月10日 内 容：夜間検査（東部及び熱海保健所と合同開催）	検査希望者
	実施日：令和6年6月3日 内 容：栄養士実習の学生に啓発品を配布	実習生
	実施日：令和6年6月4日 内 容：給食協会総会衛生講習会にて啓発品を配布	給食協会総会衛生講習会参加者 (67名)
	実施日：令和6年11月～12月 内 容：世界エイズデーに合わせて、庁舎ロビーにて啓発ポスターの掲示とリーフレット・啓発品を配架	来庁者、職員
	実施日：令和6年11月1日、11月22日、 12月20日 内 容：各研修会にて啓発品を配布	研修会参加者

	実施日：令和6年12月3日 内容：世界エイズデーに関する記事を岳麗新聞に寄稿	岳麗新聞読者
地域エイズ 予防連絡会議	実施日：令和6年6月20日 内 容：学校保健従事者連絡会での情報提供	学校保健関係者
報道関係等を利用した啓発	実施日：毎月 内 容：市町広報誌に HIV 検査や相談の案内を掲載	県民

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

事業名	内 容 等	参加者等
HIV 検査普及 週間、エイズ デーキャン ペーン	実施日：令和7年6月2日～令和7年6月6日 内 容：HIV 検査普及週間に合わせて、庁舎にてポスターの掲示・リーフレットを配架	来庁者、職員
	実施日：令和7年6月3日 内 容：夜間検査（東部及び熱海保健所と合同開催）	検査希望者
	実施日：令和7年6月4日 内容：HIV 検査普及週間に関する記事を岳麗新聞に寄稿	岳麗新聞読者
	実施日：令和7年6月7日 内容：御殿場市主催の健康まつりにて啓発品を配布	県民
地域エイズ 予防連絡会議	実施日：令和7年6月26日 内 容：学校保健従事者連絡会での情報提供	学校保健関係者
報道関係等を利用した啓発	実施日：毎月 内 容：市町広報誌に HIV 検査や相談の案内を掲載	県民

【評価・改善】

(ア) エイズ相談・HIV 抗体検査

HIV 抗体検査に加え、希望者には梅毒・肝炎検査も同時に実施し、結果返しに併せて性感染症予防の指導を行った。ホームページや管内市町の広報誌等に検査情報を掲載し、対象者が必要とする検査を確実に受けることができるように周知していく。

(イ) エイズ予防普及啓発事業

令和6年度は各事業の研修会等を利用し、幅広い世代を対象に普及啓発活動を実施した。また、学校保健従事者連絡会にて、HIV や性感染症に関する情報を提供することで現状の共有ができた。HIV・エイズの治療は日々進歩しているため、引き続き、幅

広い世代を対象に普及啓発を行い、正しい情報発信していく必要がある。

ウ 肝炎対策業務

【目的】

ウイルス性肝炎の感染が持続することによる肝硬変や肝がんへの進行を予防するため、治療を必要とする肝炎患者に経済的負担の軽減等により、治療の機会を確保するとともに、相談・検査から治療まで切れ目のない総合的な肝炎対策を推進する。

【実績】

(ア) 肝炎検査等の実施状況

肝炎の感染について不安を持っている県民に対し、肝炎ウイルス検査及び相談を実施した。各種会議や研修会、イベント等を通じ、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診につながるよう引き続き、周知に努めていく。

肝炎相談等実施状況

(単位：件)

区 分	肝炎相談			H C V 検査						H B s 検査					
	件数			検査件数			陽性件数			検査件数			陽性件数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
令和5年度	1	0	1	67	26	93	0	0	0	67	26	93	0	0	0
令和6年度	0	0	0	58	14	72	0	0	0	64	13	77	0	1	1
令和7年度 (6月30日現在)	0	0	0	7	0	7	0	0	0	7	0	7	0	0	0

(イ) 肝炎治療特別促進事業

静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、B型・C型肝炎等治療の医療費の一部助成を行うため、受給者証の申請受付及び医療費の払い戻し等の事務を行った。

※ 本事業の対象医療については、以下のとおり年々拡大されている。

平成20年度～ B型及びC型慢性肝炎等に対するインターフェロン製剤治療

平成22年4月～ B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療及びC型肝炎の一部の2回目治療

平成23年9月～ B型慢性肝疾患のインターフェロン治療のうちペグインターフェロン製剤治療（これにより一部2回目治療も可能）

平成23年11月～ C型慢性肝疾患のインターフェロン治療のうちテラプレビルを含む3剤治療

平成25年12月～ C型慢性肝疾患のインターフェロン治療のうちシメプレビルを含む3剤治療

平成26年12月～ C型慢性肝炎セログループ1型に対する経口2剤（ダクラタスビル・アスナプレビル）による治療（インターフェロンフリー）

平成27年5月～ C型慢性肝炎に対する新薬（ソバルディ、ハーボニー、ヴィキラッ

- クス等)による治療(インターフェロンフリー)
- 平成27年5月～ 核酸アナログ製剤治療の更新申請(年1回)について、受給者にとってより手続きしやすくなるよう提出書類が簡素化された。
- 平成29年4月～ セログループ1・2型に該当しないC型慢性肝炎又は代償性肝硬変に対するソバルディ錠及びリバビリンとの併用療法(インターフェロンフリー)
- 平成29年11月～ C型慢性肝炎又は代償性肝硬変に対する新薬(マヴィレット配合錠)による治療(インターフェロンフリー)
- 平成31年3月～ C型慢性肝炎、代償性肝硬変、非代償肝硬変に対する新薬(エプクルーサ配合錠)による治療(インターフェロンフリー)
- 令和2年3月～ 核酸アナログ製剤治療に係る医療費助成について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月末までに受給者証の有効期限が満了する受給者を対象にその有効期間を1年間延長する措置を実施。

肝炎治療特別促進事業申請状況

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

治療方法	申請種別	御殿場市	小山町	計	6年度 末計	5年度 末計
インターフェロン治療	新規	0	0	0	0	0
	2回目	0	0	0	0	0
	3剤併用	0	0	0	0	0
インターフェロンフリー	新規	0	0	0	5	12
	再治療	0	0	0	0	0
B型核酸アナログ製剤治療	新規	2	0	2	5	5
	更新	18	2	20	66	62
合 計		20	2	22	76	79

【評価】

治療を必要とするB型・C型慢性肝炎患者の経済的負担を軽減し、継続的な受療を促進、肝硬変及び肝がんの予防並びに感染予防に寄与している。

(ウ) 相談支援と普及啓発活動

ウイルス性肝炎は、適切な治療を受けることで肝硬変や肝がんへの進行を抑えることができるようになった。県民の肝炎に関する正しい知識習得や肝炎感染予防・早期発見・早期治療につながるよう相談支援と普及啓発活動を実施した。

(エ) 医療従事者等に対する研修

地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、医療従事者等を対象とした研修会を実施した。

(令和6年度)

開催年月日	内容	参加者
令和6年10月23日	肝炎医療従事者研修会 講師 順天堂大学医学部附属静岡病院 消化器内科 玄田拓哉 氏 リハビリテーション科 河原一剛 氏	医師、歯科医師、看護師、 管内市町職員等 19人

エ 結核予防対策業務

【目的】

「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成19年4月改正）に基づき、結核の予防とまん延防止、結核患者に対する適切な医療提供及び治療完遂のため、予防啓発と患者管理等を行う。

【実績】

(ア) 結核予防啓発等

患者に対する服薬支援を円滑かつ効果的に行うため、服薬支援者の資質向上を図ることを目的として、服薬支援者研修会を実施した。

(令和6年度)

開催年月日	内 容	参加者
令和6年11月22日	服薬支援者研修会 講師：公益財団法人結核予防会結核研究所 在宅支援部 座間智子 氏	高齢者施設職員、 医療機関職員、市 町職員 22人

(イ) 結核患者の管理等

a 結核患者の届出を受け、患者情報を登録管理するとともに、登録患者の病状を的確に把握するため、結核管理検診及び定期病状調査事業を実施した。

また、感染拡大防止のため、患者の家族や接触者等に対する健診を実施した。

b 結核患者に対する医療提供の適否、治療内容及び医療費公費負担等について、感染症(結核)診査協議会に定期的に諮問した(東部保健所にて合同開催)。

c 治療完遂のため、患者訪問面接等により、結核患者や家族等に対する服薬指導等の保健指導を実施した。

結核登録患者数調

(単位：人)

年次	総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症 (別掲)	
		総数	肺結核活動性										肺外結核
			総数	喀痰塗抹陽性			その他の結核菌陽性	菌陰性・その他					
				総数	初回治療	再治療							
令和6年管内合計	6	3	2	1	1	0	1	0	1	3	0	2	
(再) 御殿場市	4	2	1	1	1	0	0	0	1	2	0	2	
(再) 小山町	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	

結核予防対策業務の実績

項目	事業名	内 容			
		令和6年度		令和7年度（6月30日現在）	
予 防 啓 発	結核予防週間	令和6年9月 御殿場合同庁舎ロビー等での ポスター展示と資料の配布		/	
患 者 管 理	患者や家族等への服薬等の保健指導実施	訪問指導 延べ 30人 相談指導 延べ 144人		訪問指導 延べ 7人 相談指導 延べ 16人	
	定期病状調査	3件		0件	
	感染拡大防止の接触者健康診断の実施	接触者健康診断年次状況調			
			対象者数	受診者数	受診率
		令和6年度	14人	14人	100.0%
	令和7年6月末現在	3人	3人	100.0%	
	コホート検討会	第1回：令和7年2月13日 参加者：29人 第2回：令和7年3月18日 参加者：8人 ※県立総合病院にて実施		/	
	DOTSカンファレンス	DOTSカンファレンスは月1回、 連絡会は年4回、県立総合病院 にて実施		連絡会は、県立総合病院にて1 回実施	
医 療	感染症診査協議会 (結核)	13回開催		3回開催	
		諮問 数	承認 数	不承認 数	
	37条	0	0	0	37条
	37条2	5	5	0	37条2
	計	5	5	0	計
					2
					2
					0

【評価・改善】

患者支援とまん延防止については、医療機関等との総合的な患者支援のためのシステム強化に取り組むとともに、個々の結核患者の治療完遂に向けた患者支援（DOTS事業）をきめ細かく実施している。コホート検討会の症例検討数を減らし経過や課題を共有し振り返りながら検討ができた一方で、他の医療機関との意見交換を行う時間の確保が難

しかった。今後も地域の結核医療の向上、連携推進のため、地域関係者の研修会やDOTSカンファレンス等を充実させていく必要がある。

(8) 難病等対策

【目的】

原因不明で、治療方法の確立していない難病患者に対して、治療促進と医療費負担の軽減を図るとともに、在宅患者と家族等に対し安定した療養生活及びQOL(生活の質)向上のための支援を行う。

【実績】

ア 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、難病患者の医療費の助成を行うため、また、「静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱」に基づき、突発性難聴及び橋本病の患者に対して医療費の助成を行うため、受給者証の申請受付及び医療費の払い戻し等の事務を行い、治療の促進と経済的負担の軽減を図った。

イ 難病患者地域支援対策推進事業

難病患者とその家族等の在宅療養生活を支援するため、保健師等による訪問相談を行った。神経難病患者とその家族が、病気に対する理解を深め、医療や日常生活に関する不安を解消し、QOL向上が図れ、安定した療養生活を送ることができることを目的に、生活に役立つリハビリをテーマに講演会を開催した。

訪問相談事業

年 度	回数	内 容 等
令和6年度	47回	重点支援対象者を中心に保健師と看護師が訪問相談を実施した。
令和7年度 (令和7年6月30日現在)	14回	

講演会

(令和6年度)

開催年月日	内 容	参加者
令和7年3月8日	神経難病講演会 講師：独立行政法人国立病院機構静岡医療センター リハビリテーション科 杉本 和也氏	神経難病患者及び 家族 33人

【評価・改善】

ア 難病の患者に対する医療費助成事業

平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、対象疾患が段階的に増え、令和3年11月1日には338疾患、令和6年4月1日には341疾患、令和7年4月1日には348疾患となった。

イ 難病患者地域支援対策推進事業

保健師や看護師による訪問相談により、重点支援対象者の在宅療養生活を支援した。講演会のアンケート結果からもリハビリへの関心が高いことがわかったため、今後は実践を交えた講演会の開催を検討していく。引き続き、患者とその家族のQOLの向上に資することを目的とした訪問相談を実施するとともに、また、患者とその家族の交流会等を開催していく。

特定医療費等受給者調

(令和6年度)

疾患群	市町名		計	5年度 末計	4年度 末計
	御殿場市	小山町			
血液疾患	23	4	27	27	24
免疫疾患	108	21	129	110	88
呼吸器疾患	20	5	25	23	26
循環器疾患	6	1	7	8	8
消化器疾患	120	19	139	134	131
骨・関節疾患	24	7	31	30	28
染色体異常疾患	1	1	2	0	0
皮膚疾患	34	2	36	32	28
腎・泌尿器疾患	26	5	31	29	19
免疫・皮膚系疾患	5	1	6	6	5
内分泌疾患	17	2	19	17	18
聴覚・平衡系疾患	0	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0	0
視覚系疾患	6	2	8	8	8
神経・筋疾患	128	32	160	167	148
代謝異常疾患	1	1	2	4	2
合計	519	103	622	595	533

特定医療費等受給者調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

疾患群	市町名		計	6年度 末計	5年度 末計
	御殿場市	小山町			
血液疾患	23	4	27	27	27
免疫疾患	111	21	132	129	110
呼吸器疾患	21	5	26	25	23
循環器疾患	6	1	7	7	8
消化器疾患	121	19	140	139	134
骨・関節疾患	24	7	31	31	30
染色体異常疾患	1	1	2	2	0
皮膚疾患	34	2	36	36	32
腎・泌尿器疾患	26	5	31	31	29
免疫・皮膚系疾患	5	1	6	6	6
内分泌疾患	17	2	19	19	17
聴覚・平衡系疾患	0	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0	0
視覚系疾患	6	2	8	8	8
神経・筋疾患	129	32	161	160	167
代謝異常疾患	2	1	3	2	4
合 計	526	103	629	622	595

(9) 原子爆弾被爆者対策

【目的】

原爆被爆者援護法に基づき、被爆者手帳の交付、各種手当、医療費等の給付事務を行うとともに被爆者健康診断を実施することにより、被爆者の健康保持及び福祉の向上を図る。

【実績】

ア 管内に居住する被爆者等に対し、手帳の交付、各種手当、医療費、葬祭料等の給付事務を行った。

イ 委託医療機関の協力を得て、被爆者等の定期健康診断を年2回、がん検診を年1回実施した。

被爆者等健康診断の実施状況

(令和6年度)

区 分	被爆者	第二種健康診断 受診者証所持者	被爆者二世	計
対象者	16	1	30	47
第1回受診者	2	0	8	10
第2回受診者	1	0	4	5
がん検診受診者	2		11	13

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

区 分	被爆者	第二種健康診断 受診者証所持者	被爆者二世	計
対象者	11	1	33	45
第1回受診者	2	0	5	7
第2回受診者	—	—	—	—
がん検診受診者	2		5	7

【評価・改善】

被爆者の医療費の負担を軽減するとともに、健康診断を受診することにより被爆者の健康状況の把握及び療養支援を行うことができた。今後も被爆者の健康保持及び福祉の向上を図っていく。

4 衛生薬務課

(1) 食品衛生関係業務

【目的】

飲食に起因する健康被害の発生を防止し、県民の食の安全・安心に寄与する。

【実績】

ア 営業許可・届出

食品衛生法改正に伴い、新たな営業許可・届出制度を周知した。特に管内には地域産業である水菜漬を従前から製造している事業者が多いため、漬物製造業者を対象に、令和6年5月31日の経過措置期間終了までの許可取得を関係機関と連携して支援した。

イ 監視指導

食品による危害を防止するため、「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」の趣旨を踏まえ策定された静岡県食品衛生監視指導計画に基づき、地域の実情を踏まえた監視指導を実施した。

ウ 食品の収去検査

食品の安全を確保するため、管内で製造された食品及び管内に流通する食品を対象に、年間計画に基づき細菌検査及び理化学検査を実施した。

エ 食中毒防止

[一斉監視・衛生講習]

一斉監視や衛生講習会（計43回、受講者1,423人・うちオンライン3回86人）を通じ、食中毒防止を推進した。講習会では、HACCPのリスク管理やノロウイルス対策を含む食中毒防止の啓発を実施した。

(令和6年度)

実施月	実施方法	対象施設・業種等
4～6	監視指導 (衛生講習会)	大量調理施設（学校給食、自衛隊）監視 (食品衛生協会指導員、学校給食・保育園給食従事者等)
7～9	監視指導 (衛生講習会)	観光関連施設、富士山山室一斉監視、夏期食品取扱施設一斉監視（食品関係従事者等）
10～12	監視指導 (衛生講習会)	食品製造業、スーパー等年末食品一斉監視（食品関係従事者、保育園給食従事者等）
1～3	監視指導 (衛生講習会)	社会福祉施設、保育所給食施設（食品関係従事者等）

[啓発活動]

食中毒防止月間（8月）、ノロウイルスによる食中毒が多発する冬期（11月～3月）には、御殿場食品衛生協会の協力を得て、広報車による巡回や懸垂幕、のぼり旗の設置等により、県民に食中毒防止を呼び掛けた。

[健康危機管理]

食中毒の発生、違反食品の発見、消費者からの不良食品の届出等に対して、迅速な処理に努めた。

オ 食品等事業者の自主管理体制の確立

知事が委嘱する食品衛生推進員や御殿場食品衛生協会の食品衛生指導員による巡回衛生指導等を積極的に支援し、食品等事業者による自主衛生管理体制の強化を図ることに努めた。

【評価・改善】

ア 食品に関する苦情・相談の対応

食の安全・安心を求める消費者意識が高まる中、食品に関する苦情や相談を迅速かつ的確に処理することで、消費者の信頼確保に努めた。

イ 衛生管理の自主管理体制の強化

食品衛生推進員や食品衛生協会の指導員に対して複数回の衛生講習会を実施するとともに、一斉監視時には巡回衛生指導の具体的な方法を伝えるなどの支援を行い、営業者が主体的に衛生管理を行う自主管理体制の強化に取り組んだ。

ウ 食品衛生知識の普及啓発

県民（消費者）に対しては、タウンミーティングとして、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、県の監視指導を含む食品衛生行政について情報提供と意見交換（リスクコミュニケーション）を行った。また、感染症担当や食品衛生推進員と連携し、小中学校で手洗い教室を実施し、食品衛生知識の普及に努めた。

エ 営業許可・届出制度の周知及びHACCP導入支援

食品事業者に対し、新たな営業許可・届出制度の周知を実施し、全ての食品事業者に義務化されたHACCPに沿った衛生管理の定着を支援するため、相談会や講習会を開催した。特に小規模事業者には、きめ細かな支援を行った。

オ オンライン講習会の実施

食品事業者への受講促進を図るため、一部の講習会をオンライン形式で実施した。これにより、県外事業者が多い露店営業や自動車営業の事業者も参加者が増え、食中毒予防の推進に貢献した。

（2）動物愛護管理業務

【目的】

人と動物の共生する地域づくりを推進する。

【実績】

ア 狂犬病予防法の遵守と犬による危害防止

市町や獣医師会と連携し、戸別訪問指導を実施した。狂犬病予防法に基づく犬の登録と注射の徹底を図り、放浪犬や放し飼い等の苦情への対応も適切に行った。

イ 動物愛護指導

（ア）動物取扱業者への指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、ペットショップや乗馬クラブ等に立ち入りを実施し、帳簿管理、施設基準、マイクロチップ装着義務化を周知した。

（イ）飼い主や地域住民への指導・啓発

地域猫活動を推進し、飼い主のいない猫によるトラブル軽減を図るとともに、終生飼養義務や適正飼育を啓発した。譲渡促進や管理指導を通じて行政への引取り頭数を減少させた。

ウ 災害時の同行避難の円滑化

飼育ペットを同行して避難する「同行避難」の円滑化を目指し、「災害時における愛玩動物対策行動指針」を周知した。市町の防災訓練で避難所でのペット管理演習を実施し、啓発活動を強化した。また、「災害時動物愛護ボランティアリーダー育成事業」により令和6年度までに13人を育成し登録に繋げた。

【評価・改善】

ア 狂犬病予防の推進

管内の狂犬病予防注射率は78.1%を達成。市町や獣医師会と連携し、引き続き実施率向上に努める。

イ 犬による危害防止と人獣共通感染症の予防

静岡県動物愛護管理推進計画に基づき、「飼い主の管理責任の徹底」などの指導を強化し、咬傷事故の防止及び人獣共通感染症の予防に取り組んだ。

ウ 災害時の同行避難の啓発

市町防災訓練を通じた啓発と「災害時動物愛護ボランティアリーダー育成事業」により、被災動物の保護管理体制を強化した。

今後も自治体との連携を深め、飼い主への啓発活動を継続的に実施する予定である。

エ 高齢飼い主や福祉支援が必要な方への対応

高齢飼い主や福祉支援が必要な方の適切な飼育継続が困難になる問題や、不適切な飼育による多頭飼育問題が発生している。令和3年3月策定の「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」に基づき、福祉部局等と連携し、ケア会議を開催するなどして重層的支援を実施した。

さらに、地域住民への適正飼育の啓発を強化し、動物と人が共生する地域づくりを推進した。今後は支援体制の制度化や地域ネットワークの強化を図り、問題解決を目指す。

(3) 薬務関係業務

【目的】

医薬品等の安全確保と薬物乱用防止を図る。

【実績】

ア 薬事

薬局や販売業者への一斉監視指導を実施し、保管管理や適正販売を指導した。製造業者等には薬事監視機動班が法令遵守や品質確保を重点に監視指導を行った。

イ 毒物・劇物

毒物・劇物販売業者を対象に計画的な立入検査を行い、保管管理の徹底と危害の発生防止に努めた。

ウ 麻薬・大麻・覚醒剤及びオーバードーズ対策

病院や薬局への立入検査を通じて、麻薬等の厳正な保管管理等の指導を実施した。また、大麻やけしの不正栽培防止を図り、管内で自生している「けし」の確認と撤去を実施した。

薬物乱用防止対策として、御殿場地区薬物乱用防止指導員協議会などの協力を得て、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進した。さらに、学校、薬剤師会、警察と連携し、小・中・高校生を対象に薬学講座を開催することで、若年層への啓発活動を強化した。加えて、近年若者を中心に広がりつつある「オーバードーズ」（市販薬の過剰摂取）への対策として、SNS等を通じた拡散リスクに関する啓発活動を実施した。

【評価・改善】

ア 薬事指導

製造業者等に対しては、薬事監視機動班による専門的な監視指導を実施し、品質管理基準の遵守状況を確認した。また、薬局等においては、薬剤師の適正配置や調剤過誤防止対策を確認するとともに、販売時の適切な取扱いを継続して指導し、薬物事故の防止に努めた。さらに、麻薬取扱者等に対する監視指導及び事後指導を通じて、麻薬等の適正管理と盗難防止を図った。

イ 薬物乱用防止とオーバードーズ対策

薬物乱用防止対策として、街頭キャンペーンや小・中・高校生への薬学講座を継続的に実施し、青少年への啓発活動を強化した。特に、オーバードーズの問題については、乱用の背景や拡散経路を把握し、薬剤師や登録販売者に対する研修や啓発を通じて、「ゲートキーパー」としての役割を果たせるよう支援を続ける。また、若年層への正しい市販薬使用の啓発を進め、乱用防止に取り組んでいく。

(4) 血液確保対策

【目的】

県民からの献血により輸血用血液製剤を確保するため、献血の推進・普及に努める。

【実績】

ア 献血計画の進捗状況

県の献血計画に基づき、静岡県赤十字血液センター沼津事業所及び市町と連携し、目標達成に取り組んだ。管内の令和6年度献血目標人数は3,550人であり、献血受付数は3,604人で達成率は101.5%となり目標を達成した。引き続き献血の啓発活動に注力する。

イ 若年層への働きかけ

次代を担う若年層への理解を深めるため、高校生を対象に献血ボランティア『アボちゃんサポーター』を委嘱し、SNS等での発信を含め、地域における献血広報活動や献血思想の普及に努めた。

【評価・改善】

ア 献血の啓発活動の継続

献血受付数が目標を上回った一方で、実際の献血実施件数が目標に届いていないことから、引き続き必要性を訴える啓発活動を強化する。

イ 若年層の意識向上

若年層を対象とした取組みをさらに推進し、献血活動への参加意識を高めるためSNS等での発信を中心とした『アボちゃんサポーター』の活動を拡充し、学校や地域との連携を強化する。

(5) 生活衛生関係業務

【目的】

旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、興行場及び民泊施設における衛生水準の向上と利用者の安全確保を図る。

【実績】

ア 許認可事務及び監視指導

旅館、公衆浴場、理容所、美容所等について許認可事務を実施するとともに、計画的な監視指導を行い、衛生水準の維持向上に努めた。

イ レジオネラ症発生防止対策

旅館及び公衆浴場において、レジオネラ症発生防止対策として立入検査時の指導を実施した。また、レジオネラ症に関するパンフレットを配布し、浴槽水の水質検査の徹底を図ることで利用者の安全確保に努めた。

ウ 住宅宿泊事業法の届出状況

「住宅宿泊事業法」（平成30年6月15日施行）に基づき、一般住宅を活用した、いわゆる「民泊」の届出受理件数は以下のとおりであり、新規届出件数が増加している。

住宅宿泊事業法届出状況（件数）

年度	新規届出受理件数	届出済（総件数）
令和6年度	11	18（うち3廃止）
令和7年度（6月30日現在）	3	21（うち3廃止）

【評価・改善】

ア 旅館・公衆浴場等の衛生管理

計画的な監視指導により衛生水準が確保されていることを確認した。特に、入浴施設におけるレジオネラ症発生防止対策については、死亡事故に繋がるリスクがあることから監視指導に重点を置いた。今後も継続し、利用者の安全確保に努める。

イ 住宅宿泊事業法の推進

空き家等を有効活用することで、地域経済の発展に寄与するとともに、訪日外国人旅行者の異文化理解を促進する役割も果たしている。こうした背景から、引き続き増加が見込まれる。適正な運営が行われるよう、届出の確認や指導を継続的に取り組んでいく。

（6）特定建築物関係業務

【目的】

多数の者が利用する一定規模以上の特定用途の建築物（特定建築物）の衛生管理等について監視指導し、建築物の衛生的で快適な環境の確保を図る。

【実績】

計画的な立入検査を行い、清掃、空調、給排水、ゴミの処理等、衛生管理の徹底を指導し、快適で衛生的な環境の確保に努めた。

【評価・改善】

特定建築物については、大型化と用途の多様化に伴う室内環境の変化や地球温暖化等を踏まえて見直された建築物環境衛生管理基準に基づいて、衛生水準の確保・向上が図られている。

（7）温泉関係業務

【目的】

源泉の実態調査により温泉湧出量の変動状況を、また、宿泊施設や公衆浴場の温泉の利用状況を把握することにより、温泉の保護及び利用の適正化を図る。

【実績】

ア 温泉成分分析の指導

各源泉における10年毎の温泉の成分分析の実施を指導するとともに、浴用施設における分析結果等の掲示を重点的に指導した。

イ 可燃性天然ガスの確認

温泉中に含まれる可燃性天然ガスによる事故を防ぐため、事業者によるガス含有検査を指導し、その結果、当所管内には該当する源泉が無いことを確認した。

ウ 温泉に関する許可申請件数

温泉に関する許可申請件数は以下のとおりであり、相談が増加している。

温泉利用許可申請状況（件数）

年 度	静岡県環境審議会温泉部会上程件数			温泉利用許可件数 (所在地)
	掘 削	増 掘	動 力	
令和6年度	1	0	1	2件（御殿場市） 3件（小山町）
令和7年度 (6月30日現在)	0	0	0	1件（小山町）

【評価・改善】

ア 温泉の適正管理

源泉の実態調査及び温泉成分分析の実施を推進した結果、温泉が適正に管理されていることを確認している。引き続き、成分分析の徹底及び掲示指導を継続する。

イ 可燃性天然ガス対策

当所管内では問題が無いことを確認しているが、地震などによる地殻変動の影響を考慮し、引き続き可燃性ガスの発生状況を調査し、事故防止に努めていく。

動物取扱施設立入検査状況調

(令和6年度)

項目 種別	施設数	登録件数	立入検査 目標件数 (A)	立入検査件数 (B)	立入検査率 (B/A)	処分等の件数				告発 件数	
						登録 取消 停止	改善 措置 勧告	命 令	始末書 その他	無 登録	そ の 他
販 売	23	23	11.5	13	113.0						
保 管	33	36	18	19	105.6						
貸出し	4	4	2	1	50						
訓 練	8	11	5.5	4	72.7						
展 示	12	12	6	10	166.7						
競りあっせん	0	0	0	0	0						
譲受飼養	1	1	0.5	1	200						
合 計	81	87	43.5	48	110.3	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
- 2 「立入検査目標件数」欄は、「登録件数」に第一種動物取扱業者の有する飼養施設等への立入検査実施要領に基づき2分の1を乗じた件数を記載する。

動物取扱施設立入検査状況調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

項目 種別	施設数	登録件数	立入検査 目標件数 (A)	立入検査 件数 (B)	立入検査率 (B/A)	処分等の件数				告発 件数	
						登録 取消 停止	改善 措置 勧告	命 令	始末書 その他	無 登録	そ の 他
販売	23	23	11.5	3	26.1						
保管	36	38	19	3	15.8						
貸出し	4	4	2	0	0						
訓練	8	10	5	2	40						
展示	12	12	6	1	16.7						
競りあわせ	0	0	0	0	0						
譲受飼養	1	1	0.5	0	0						
合計	84	88	44	9	20.5	0	0	0	0	0	0

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

2 「立入検査目標件数」欄は、「登録件数」に第一種動物取扱業者の有する飼養施設等への立入検査実施要領に基づき2分の1を乗じた件数を記載する。

特定動物飼養又は保管許可件数調

(令和6年度)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書 その他	無許可	その他
哺乳類	1	1	0	1	0	0	0	0	0
鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

特定動物飼養又は保管許可件数調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書 その他	無許可	その他
哺乳類	1	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

犬・猫の愛護管理状況調

(令和6年度)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
5	1	3	3	/	0	0	/

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。
- 2 「殺処分頭数」欄は、動物管理指導センターが最終的に県下の犬猫の殺処分を行うため、動物管理指導センターのみが記入することとし、各健康福祉センターにおいては、斜線を記入する。

犬・猫の愛護管理状況調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
0	0	0	0	/	4	4	/

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。
- 2 「殺処分頭数」欄は、動物管理指導センターが最終的に県下の犬猫の殺処分を行うため、動物管理指導センターのみが記入することとし、各健康福祉センターにおいては、斜線を記入する。

動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和6年度)

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	20	61
猫	25	47
その他の愛護動物	0	5

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。

動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	6	11
猫	5	11
その他の愛護動物	0	0

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

(令和6年度)

項目 市町別	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
御殿場市	23	2
小山町	5	0

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

項目 市町別	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
御殿場市	23	2
小山町	5	0

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。

咬傷犬事故発生状況調

区 分	件 数	被害者数	告発件数
令和5年度	4件	4人	0件
令和6年度	5件	5人	0件
令和7年度 (令和7年6月30日現在)	2件	2人	0件

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。

生活・環境衛生監視指導状況調

(令和6年度)

施設別		項目	施設 数	監視 目標 件数 (A)	監視 指導 件数 (B)	監 視 率 (B/A)	処 分 件 数			
							営業許可 取 消	営業停止	措置 命令 改善	使用制限 等その他
営業 関 係 施 設	旅館		141	71	83	116.9				
	興行場		4	1	1	100.0				
	公衆浴場		50	25	37	148.0				
	理容所		111	11	37	336.4				
	美容所		192	38	50	131.6				
	クリーニング所		25	5	21	420.0				
	クリーニング取次店		62	6	7	116.7				
	小 計		585	157	236	150.3				
その の施 他設	化製場		0	0	0	0				
	魚屑等処理場		0	0	0	0				
	小 計		0	0	0	0				
合 計			585	157	236	150.3	0	0	0	0

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

2 「監視目標件数」欄は、「施設数」に平成25年3月22日付け県生活衛生局長発衛生第956号に基づく監視目標率を乗じた件数を記載する。

生活・環境衛生監視指導状況調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

施設別	項目	施設数	監視目標件数(A)	監視指導件数(B)	監視率(B/A)	処 分 件 数			
						営業許可取消	営業停止	措置命令改善	使用制限等その他
営業関係施設	旅館	145	73	12	16.4				
	興行場	4	1	0	0.0				
	公衆浴場	52	26	8	30.8				
	理容所	112	11	1	9.1				
	美容所	192	38	0	0				
	クリーニング所	25	5	0	0				
	クリーニング取次店	63	6	3	50				
	小 計	593	160	24	15.0				
その他施設	化製場	0	0	0	0				
	魚屑等処理場	0	0	0	0				
	小 計	0	0	0	0				
合 計		593	160	24	15.0	0	0	0	0

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

2 「監視目標件数」欄は、「施設数」に平成25年3月22日付け県生活衛生局長発衛生第956号に基づく監視目標率を乗じた件数を記載する。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（旧食品衛生法）

（令和6年度）

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数	
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他		
飲食店営業	799	480.3	469	97.6										-
菓子(パンを含む。)製造業	89	130.0	117	90.0										-
乳処理業	0	-	-	-										-
特別牛乳搾取処理業	0	-	-	-										-
乳製品製造業	1	2.0	4	200.0										-
集乳業	0	-	-	-										-
魚介類販売業	13	13.0	24	184.6										-
魚介類せり売り営業	0	-	-	-										-
魚肉ねり製品製造業	1	2.0	3	150.0										-
食品の冷凍又は冷蔵業	1	2.0	3	150.0										-
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)	0	-	-	-										-
喫茶店営業	64	15.8	19	120.3										-
あん類製造業	0	-	-	-										-
アイスクリーム類製造業	0	-	-	-										-
乳類販売業														-
食肉処理業	4	8.0	9	112.5										-
食肉販売業	23	46.0	47	102.2										-
食肉製品製造業	7	14.0	15	107.1										-
乳酸菌飲料製造業	0	-	-	-										-
食用油脂製造業	0	-	-	-										-
マーガリン又はショートニング製造業	1	2.0	2	100.0										-
みそ製造業	3	6.0	7	116.7										-
醤油製造業	1	2.0	3	150.0										-
ソース類製造業	3	6.0	6	100.0										-
酒類製造業	4	8.0	8	100.0										-
豆腐製造業	4	8.0	11	137.5										-
納豆製造業	0	-	-	-										-
めん類製造業	5	10.0	10	100.0										-
そうざい製造業	23	46.0	40	87.0										-
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限り。)製造業	5	10.0	9	90.0										-
清涼飲料水製造業	2	4.0	5	125.0										-
氷雪製造業	0	-	-	-										-
氷雪販売業														-
計	1,053	815.1	811	99.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

2 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

（令和6年度）

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
給食施設	学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病院・診療所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	食品製造業	7	14	21	150.0	-	-	-	-	-
	野菜・果物販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そうざい販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	菓子（パンを含む。）販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	食品販売業（上記以外。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	添加物販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	氷雪採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	器具・容器包装又はおもちゃの製造又は販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	7	14	21	150.0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
 4 本様式は、許可を有する施設の旧食品衛生法の許可有効期間満了日（最長令和12年5月末）の翌年度の報告まで使用する。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（旧食品衛生法）

(令和7年度)
(令和7年6月30日現在)

区分 項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数							告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他		
飲食店営業	464	280.4	115	41.0										-
菓子(パンを含む。)製造業	49	85.0	28	32.9										-
乳処理業	0	-	-	-										-
特別牛乳搾取処理業	0	-	-	-										-
乳製品製造業	1	2.0	1	50.0										-
集乳業	0	-	-	-										-
魚介類販売業	9	9.0	6	66.7										-
魚介類せり売り営業	0	-	-	-										-
魚肉ねり製品製造業	1	1.0	1	100.0										-
食品の冷凍又は冷蔵業	0	-	-	-										-
缶詰又は瓶詰食品製造業(上記及び下記以外)	0	-	-	-										-
喫茶店営業	31	7.7	5	64.9										-
あん類製造業	0	-	-	-										-
アイスクリーム類製造業	0	-	-	-										-
乳類販売業														
食肉処理業	4	4.0	2	50.0										-
食肉販売業	16	16.0	10	62.5										-
食肉製品製造業	2	4.0	1	25.0										-
乳酸菌飲料製造業	0	-	-	-										-
食用油脂製造業	0	-	-	-										-
マカリン又はショートニング製造業	1	1.0	1	100.0										-
みそ製造業	2	2.0	0	0.0										-
醤油製造業	1	1.0	0	0.0										-
ソース類製造業	0	0.0	-	-										-
酒類製造業	2	2.0	2	100.0										-
豆腐製造業	3	3.0	1	33.3										-
納豆製造業	0	0.0	-	-										-
めん類製造業	3	3.0	3	100.0										-
そうざい製造業	10	18.0	5	27.8										-
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業	4	5.0	2	40.0										-
清涼飲料水製造業	2	2.0	1	50.0										-
氷雪製造業	0	-	-	-										-
氷雪販売業														
計	605	446.1	184	41.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

2 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

（令和7年度）
（令和7年6月30日現在）

区 分		項 目	施 設 数	目 標 監 視 件 数 (A)	監 視 実 施 件 数 (B)	監 視 率 (B/A)	処 分 件 数				告 発 件 数
							営 業 禁 止	営 業 停 止	物 品 廃 棄	始 末 書 其 他	
給 食 施 設	学 校		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病 院 ・ 診 療 所		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事 業 所		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 品 製 造 業			-	-	-	-	-	-	-	-	-
野 菜 ・ 果 物 販 売 業			-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ う ざ い 販 売 業			-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子（パンを含む。）販 売 業			-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 品 販 売 業（上記以外。）			-	-	-	-	-	-	-	-	-
添 加 物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業			-	-	-	-	-	-	-	-	-
添 加 物 販 売 業			-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷 雪 採 取 業			-	-	-	-	-	-	-	-	-
器 具 ・ 容 器 包 装 又 は お も ち ゃ の 製 造 又 は 販 売 業			-	-	-	-	-	-	-	-	-
計			0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
 4 本様式は、許可を有する施設の旧食品衛生法の許可有効期間満了日（最長令和12年5月末）の翌年度の報告まで使用する。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設 (新食品衛生法)

(令和6年度)

項目 区分	施設 数	目標 監視 件数 (A)	監視 実施 件数 (B)	監 視 率 (B/A)	処 分 件 数						告 発 件 数		許 可 前 の 調 査 件 数
					営 業 許 可 取 消	営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	物 品 の 廃 棄	始 末 書 等 そ の 他	無 許 可 営 業	そ の 他	
飲食店営業	921	465.1	454	97.6						1			402
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	9	1.8	2	111.1						1			3
食肉販売業	17	34.0	34	100.0									7
魚介類販売業	19	19.0	21	110.5						1			5
魚介類競り売り営業	0	-	-	-									0
集乳業	0	-	-	-									0
乳処理業	0	-	-	-									0
特別牛乳搾取処理業	0	-	-	-									0
食肉処理業	4	8.0	1	12.5									0
食品の放射線照射業	0	-	-	-									0
菓子製造業	69	138.0	139	100.7									14
アイスクリーム類製造業	1	2.0	0	0.0									0
乳製品製造業	2	4.0	6	150.0									0
清涼飲料水製造業	8	16.0	13	81.3									2
食肉製品製造業	3	6.0	5	83.3									4
水産製品製造業	3	6.0	6	100.0									0
氷雪製造業	0	-	-	-									0
液卵製造業	1	2.0	2	100.0									0
食用油脂製造業	2	4.0	4	100.0						1			1
みそ又はしょうゆ製造業	2	4.0	5	125.0									1
酒類製造業	4	8.0	11	137.5									3
豆腐製造業	0	-	-	-									1
納豆製造業	0	-	-	-									0
麺類製造業	4	8.0	10	125.0									1
そうざい製造業	30	61.0	57	93.4									13
複合型そうざい製造業	2	5.0	5	100.0									0
冷凍食品製造業	1	2.0	2	100.0									0
複合型冷凍食品製造業	1	2.0	3	150.0									0
漬物製造業	81	162.0	149	92.0						1			25
密封包装食品製造業	1	2.0	2	100.0									5
食品の小分け業	1	2.0	3	150.0									0
添加物製造業	2	4.0	6	150.0									1
計	1,188	965.9	940	97.3	0	0	0	0	0	5	0	0	488

2 1を除く施設（新食品衛生法）

（令和6年度）

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	29	29.0	17	58.6					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	73	73.0	42	57.5					
	乳類販売業	172	86.0	54	62.8					
	冰雪販売業	1	0.5	0	0.0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	138	27.6	30	108.7					
販売業	弁当販売業	15	7.5	12	160.0					
	野菜果物販売業	27	13.5	14	103.7					
	米穀類販売業	10	5.0	5	100.0					
	通信販売・訪問販売による販売業	5	2.5	3	120.0					
	コンビニエンスストア	50	25.0	21	84.0					
	百貨店・総合スーパー	47	23.5	36	153.2					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	62	12.4	15	121.0					
	その他の食料・飲料販売業	64	32.0	53	165.6				1	
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	1	2.0	2	100.0					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	2.0	1	50.0					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	11	5.5	7	127.3					
	農産保存食料品製造・加工業	18	9.0	11	122.2					
	調味料製造・加工業	2	1.0	0	0.0					
	糖類製造・加工業	0	-	-	-					
	精穀・製粉業	3	1.5	1	66.7					
	製茶業	5	2.5	2	80.0					
	海藻製造・加工業	0	-	-	-					
	卵選別包装業	3	6.0	2	33.3					
	その他の食料品製造・加工業	66	33.0	36	109.1					
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	0	-	-	-					
	集団給食施設	51	106.0	109	102.8					
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	8	4.0	2	50.0					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	2	1.0	0	0.0					
	その他	6	3.0	0	0.0					
計		870	514.0	475	92.4	0	0	0	1	0

(注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。

2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。

3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。

4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和7年度）

（令和7年6月30日現在）

区 分 項 目	施 設 数	目 標 監視件数 (A)	監 視 実 施 件 数 (B)	監 視 率 (B/A)	処 分 件 数						告 発 件 数		許 可 前 の 調 査 件 数	
					営 業 許 可 取 消	営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	物 品 の 廃 棄	始 末 書 等 其 他	無 許 可 営 業	そ の 他		
飲 食 店 営 業	1,279	573.5	99	17.3										100
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	12	2.4	3	125.0										0
食 肉 販 売 業	24	24.0	8	33.3										3
魚 介 類 販 売 業	23	23.0	8	34.8										3
魚介類競り売り営業	0	-	-	-										0
集 乳 業	0	-	-	-										0
乳 処 理 業	0	-	-	-										0
特別牛乳搾取処理業	0	-	-	-										0
食 肉 処 理 業	4	4.0	1	25.0										1
食品の放射線照射業	0	-	-	-										0
菓 子 製 造 業	82	164.0	51	31.1										8
アイスクリーム類製造業	1	1.0	0	0.0										0
乳 製 品 製 造 業	2	2.0	1	50.0										0
清涼飲料水製造業	9	12.0	7	58.3										0
食 肉 製 品 製 造 業	6	12.0	3	25.0										0
水 産 製 品 製 造 業	3	5.0	1	20.0										0
氷 雪 製 造 業	0	-	-	-										0
液 卵 製 造 業	1	2.0	0	0.0										0
食用油脂製造業	3	3.0	3	100.0										1
みそ又はしょうゆ製造業	3	3.0	1	33.3										0
酒 類 製 造 業	7	7.0	6	85.7										1
豆 腐 製 造 業	1	1.0	0	0.0										0
納 豆 製 造 業	0	-	-	-										0
麵 類 製 造 業	5	5.0	2	40.0										1
そうざい製造業	43	84.0	20	23.8										1
複合型そうざい製造業	2	2.0	1	50.0										0
冷凍食品製造業	1	1.0	0	0.0										0
複合型冷凍食品製造業	1	2.0	1	50.0										0
漬 物 製 造 業	104	208.0	29	13.9										0
密封包装食品製造業	6	9.0	8	88.9										1
食品の小分け業	1	1.0	1	100.0										1
添 加 物 製 造 業	3	4.0	1	25.0										0
計	1,626	1,154.9	255	22.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	121

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	22	22.0	0	0.0					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	36	36.0	1	2.8					
	乳類販売業	91	18.2	9	49.5					
	冰雪販売業	1	0.2	0	0.0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	156	31.2	2	6.4					
販売業	弁当販売業	15	3.0	0	0.0					
	野菜果物販売業	31	6.2	0	0.0					
	米穀類販売業	11	2.2	0	0.0					
	通信販売・訪問販売による販売業	5	1.0	0	0.0					
	コンビニエンスストア	69	13.8	2	14.5					
	百貨店、総合スーパー	50	10.0	16	160.0					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	62	12.4	3	24.2					
その他の食料・飲料販売業	82	16.4	12	73.2						
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	3	3.0	1	33.3					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	1.0	0	0.0					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	12	2.4	1	41.7					
	農産保存食料品製造・加工業	28	5.6	5	89.3					
	調味料製造・加工業	4	0.8	3	375.0					
	糖類製造・加工業	0	-	-	-					
	精穀・製粉業	3	0.6	0	0.0					
	製茶業	5	1.0	0	0.0					
	海藻製造・加工業	0	-	-	-					
	卵選別包装業	3	6.0	0	0.0					
その他の食料品製造・加工業	75	15.0	1	6.7						
上記以外のもの (改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	行商	0	-	-	-					
	集団給食施設	55	62.0	4	6.5					
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	13	2.6	0	0.0					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	7	1.4	0	0.0					
	その他	7	1.4	2	142.9					
	計	847	275.4	62	22.5	0	0	0	0	0

(注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
 4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。

食品等の収去検査状況調

(令和6年度)

区分	試験区分	食品衛生法に基づく収去										食品表示法に基づく収去		
		試験した収去検体数	不良検体数	大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)	その他	衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
生乳	乳													
牛乳及び加工乳	乳													
脱脂乳	乳													
山羊乳	乳													
魚介類	類	6												
無加熱摂取冷凍食品		1										1		
凍結直前に加熱された凍結後摂取冷凍食品														
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品		3										1		
生食用冷凍鮮魚介類														
魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)														
肉、卵類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)		3										3		
乳製品	品	3												
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)														
アイスクリーム類、氷菓		4										4		
穀類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)														
野菜類、果物及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)		12										8		
菓子類	類	26										17		
清涼飲料水		17										14		
酒精飲料		3										3		
氷	雪													
水	水													
缶詰食品														
その他の食品		29										2		
添加物	化学的合成品及びその製剤													
器	その他の添加物													
容器包装	具													
おもちゃ														
台所用洗剤														
計		107	0								0	53		0

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する

食品等の収去検査状況調

(令和7年度)
(令和7年6月30日現在)

区分	試験区分	食品衛生法に基づく収去										食品表示法に基づく収去		
		試験した収去検体数	不良検体数	大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)	その他	衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
生乳	乳													
牛乳及び加工乳	乳	1												
脱脂乳	乳													
山羊乳	乳													
魚介類	類													
無加熱採取冷凍食品		2										1		
凍結直前に加熱された														
加熱後採取冷凍食品														
凍結直前未加熱の		4										4		
加熱後採取冷凍食品														
生食用冷凍鮮魚介類														
魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)		3												
肉、卵類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)		3												
乳製品														
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)		4										4		
アイスクリーム類、氷菓														
穀類及びその加工品														
(缶詰、瓶詰を除く)														
野菜類、果物及びその加工品		2												
(缶詰、瓶詰を除く)														
菓子類												3		
清涼飲料水		6										6		
酒糟飲料														
氷														
雪														
水														
缶詰、瓶詰食品														
その他の食品		8										5		
添加物	化学的合成品及びその製剤													
その他の添加物														
器具														
容器包装														
おもちゃ														
台所用洗剤														
計		33	0								0	23		0

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

食中毒発生状況調

(令和6年度)

番 号	発 生 年 月 日	発 生 場 所	摂 食 者 数	患 者 数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原 因 施 設 ∧ 所 在 市 町 村 ∨	摘 要
1	発生なし								
計			0人	0人	0人				

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「原因施設」欄に、その施設の所在市町村名を（ ）内に記載する。
 3 監査対象期間内に発生したものを記載する。
 なお、前回の監査調書に記載したものは除く。

食中毒発生状況調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

番 号	発 生 年 月 日	発 生 場 所	摂 食 者 数	患 者 数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原 因 施 設 ∧ 所 在 市 町 村 ∨	摘 要
	発生なし								
計			0人	0人	0人				

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「原因施設」欄に、その施設の所在市町村名を（ ）内に記載する。
 3 監査対象期間内に発生したものを記載する。
 なお、前回の監査調書に記載したものは除く。

薬事関係立入検査状況調

(令和6年度)

区分	項目	対象施設数	立入検査件数	監視率%	処分等の件数					告発	
					許可等の取消業務等の停止	構造設備改善命令等	廃棄等	始末書	指導票等		
薬事	医薬品等製造販売業	5	2	41.0							
	医薬品等製造業	24	14								
	医療機器修理業	3	0								
	医薬品製造販売業(薬局)	1	0								
	医薬品製造業(薬局)	1	0								
	薬局	41	24								
	医薬品販売業	28	20					1			
	配置販売従事者	1	0								
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	62	41								
	管理医療機器販売業・貸与業	249	69								
	再生医療等製品販売業	0	0								
	医薬部外品化粧品販売業		92						1		
	一般医療機器販売業・賃貸業		57								
	業務上取扱う施設		54								
小計		415	373	41.0	0	0	0	2	0	0	
毒物・劇物	製造(輸入)業	8	9	42.2							
	販売業	36	10								
	業務上取扱者	届出有	1		0						
		届出無			20						
	特定毒物研究者	0	0								
小計		45	39	42.2	0	0	0	0	0	0	
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤(輸入)業	0	0	42.2						
		家庭麻薬製造業	0	0							
		元卸売業	0	0							
		卸売業	0	0							
		小売業	35	21							
	麻薬診療施設	病院	9	11							
		診療所	21	5							
		飼育動物診療施設	5	3							
	麻薬研究者	2	1								
	大麻取扱者	0	0								
けし栽培者	0	0									

向精神 薬営業 施設	輸入業	0	0	29.3							
	製造製剤業	0	0								
	卸売業	0	0								
	免許みなし卸売販売業	1	1								
	免許みなし薬局	40	5								
	小売業	0	0								
	向精神 薬診療 施設	病院	10		12						
		診療所	98		5						
		飼育動物診療施設	9		3						
	向精神薬試験研究施設	2	1								
小 計	232	68	29.3	0	0	0	0	0	0		
覚醒剤・ 覚醒剤原料	覚醒剤施用機関	0	0	26.6							
	覚醒剤研究者	0	0								
	覚醒剤原料取扱者	0	0								
	覚醒剤原料研究者	1	0								
	薬局	40	22								
	病院	10	12								
	診療所	98	5								
	飼育動物診療施設	9	3								
小 計	158	42	26.6	0	0	0	0	0	0		
計	850	522	35.2	0	0	0	2	0	0		
違反施設率 $2 \div 522 \times 100 = 0.4 \%$											

薬事関係施設の監視率

区 分	対象施設数	立入検査件数	監視率 (%)
令和5年度	838	898	57.8
令和4年度	823	959	65.4
2年度単純平均	831	929	61.6
令和6年度	850	522	35.2

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

- 2 監視率は、
$$\frac{\text{立入検査件数} - \text{対象施設数斜線の立入検査件数}}{\text{対象施設数}} \times 100$$
 で算出する。
- 3 違反施設率は、
$$\frac{\text{処分等の合計件数(指導票等件数を除く)}}{\text{立入検査合計件数}} \times 100$$
 で算出する。

薬事関係立入検査状況調

(令和7年度)
(令和7年6月30日現在)

区 分		項 目	対 象 施設数	立入検査 件 数	監視率 %	処分等の件数					告 発
						許可等の取消 業務等の停止	構造設備 改善命令等	廃棄等	始末書	指導 票等	
薬 事		医薬品等製造販売業	6	2	11.0						
		医薬品等製造業	25	7							
		医療機器修理業	3	0							
		医薬品製造販売業（薬局）	1	0							
		医薬品製造業（薬局）	1	0							
		薬局	41	10							
		医薬品販売業	28	2							
		配置販売従事者	1	0							
		高度管理医療機器等販売業・貸与業	58	9							
		管理医療機器販売業・貸与業	246	15							
		再生医療等製品販売業	0	0							
		医薬部外品化粧品販売業		28							
		一般医療機器販売業・賃貸業		13							
		業務上取扱う施設		0							
		小 計	410	86		11.0	0	0	0	0	0
毒 物 ・ 劇 物		製造（輸入）業	8	3	8.9						
		販売業	36	1							
	業務上 取扱者	届 出 有	1	0							
		届 出 無		1							
		特定毒物研究者	0	0							
	小 計	45	5	8.9	0	0	0	0	0	0	
麻 薬 ・ 向 精 神 薬 等	麻薬営 業施設	製剤（輸入）業	0	0	11.0						
		家庭麻薬製造業	0	0							
		元卸売業	0	0							
		卸売業	0	0							
		小売業	35	7							
	麻薬診 療施設	病院	9	0							
		診療所	22	1							
		飼育動物診療施設	5	1							
		麻薬研究者	2	0							
		大麻取扱者	0	0							
	けし栽培者	0	0								

向精神 薬営業 施設	輸入業	0	0	8.1	0	0	0	0	0	0	
	製造製剤業	0	0								
	卸売業	0	0								
	免許みなし卸売販売業	1	0								
	免許みなし薬局	40	8								
	小売業	0	0								
	向精神 薬診療 施設	病院	10								0
		診療所	99								1
		飼育動物診療施設	9								1
	向精神薬試験研究施設	2	0								
小 計	234	19	8.1	0	0	0	0	0	0		
覚醒剤・ 覚醒剤原料	覚醒剤施用機関	0	0	6.3	0	0	0	0	0	0	
	覚醒剤研究者	0	0								
	覚醒剤原料取扱者	0	0								
	覚醒剤原料研究者	1	0								
	薬局	40	8								
	病院	10	0								
	診療所	99	1								
	飼育動物診療施設	9	1								
小 計	159	10	6.3	0	0	0	0	0	0		
計	848	120	9.2	0	0	0	0	0	0		
違反施設率 $0 \div 120 \times 100 = 0.0 \%$											

薬事関係施設の監視率

区 分	対象施設数	立入検査件数	監視率 (%)
令和6年度	850	522	35.2
令和5年度	838	898	57.8
2年度単純平均	844	710	46.5
令和7年6月30日現在	848	120	9.2

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

- 2 監視率は、
$$\frac{\text{立入検査件数} - \text{対象施設数斜線の立入検査件数}}{\text{対象施設数}} \times 100$$
 で算出する。
- 3 違反施設率は、
$$\frac{\text{処分等の合計件数 (指導票等件数を除く)}}{\text{立入検査合計件数}} \times 100$$
 で算出する。

建築物監視指導状況調

(令和6年度)

項目 施設別		施設数	立件 入 検査数	監視 率	処分件数				
					登録の 取消	使用停止	使用制限	措置 命令 改善	改善指導
建 関 築 物 係	特定建築物	66	27	40.9	/				
	清掃等登録業者	7	2	28.6	/	/	/	/	
合 計		73	29	/					
(計監視率		39.7%)							
前年度	合 計	74	27	/					
	(計監視率		36.5%)						

(注) 1 本表は、所管健康福祉センター(保健所)において調製する。

2 計監視率は、 $\frac{\text{立入検査件数}}{\text{施設数}} \times 100$ で算出する。

3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

建築物監視指導状況調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

項目 施設別		施設数	立件 入 検査数	監視 率	処分件数				
					登録の 取消	使用停止	使用制限	措置 命令 改善	改善指導
建 関 築 物 係	特定建築物	66	1	1.5	/				
	清掃等登録業者	7	0	0.0	/	/	/	/	
合 計		73	1	/					
(計監視率		1.4%)							
前年度	合 計	73	1	/					
	(計監視率		1.4%)						

(注) 1 本表は、所管健康福祉センター(保健所)において調製する。

2 計監視率は、 $\frac{\text{立入検査件数}}{\text{施設数}} \times 100$ で算出する。

3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

余 白

Ⅲ 会計及び財産

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 08 使用料及び手数料	4,500	4,500	0
項 01 使用料	4,500	4,500	0
目 05 健康福祉使用料	4,500	4,500	0
05 庁舎等使用料	4,500	4,500	0
款 10 財産収入	50,000	50,000	0
項 01 財産運用収入	50,000	50,000	0
目 01 財産貸付収入	50,000	50,000	0
03 建物貸付料	50,000	50,000	0
款 14 諸収入	813,850	811,686	2,164
項 07 雑入	813,850	811,686	2,164
目 02 雑入	813,850	811,686	2,164
87 保険料負担金	758,238	758,238	0
非常勤職員	758,238	758,238	0
90 雑収	55,612	53,448	2,164
雑収	54,712	52,548	2,164
公文書開示負担金	900	900	0
計	868,350	866,186	2,164

執 行 状 況 調

(令和 6年度)
(令和 7年 5月31日現在)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	99.7
0	0	0	0	100.0	99.7
0	0	0	0	100.0	99.7
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	96.1
0	0	0	0	100.0	96.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	99.7

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 濟 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 08使用料及び手数料	4,500	4,500	0
項 01使用料	4,500	4,500	0
目 06健康福祉使用料	4,500	4,500	0
05庁舎等使用料	4,500	4,500	0
款 10財産収入	50,000	50,000	0
項 01財産運用収入	50,000	50,000	0
目 01財産貸付収入	50,000	50,000	0
03建物貸付料	50,000	50,000	0
款 14諸収入	216,563	216,563	0
項 07雑入	216,563	216,563	0
目 02雑入	216,563	216,563	0
90保険料負担金	208,446	208,446	0
非常勤職員	208,446	208,446	0
93雑収	8,117	8,117	0
雑収	7,967	7,967	0
公文書開示負担金	150	150	0
計	271,063	271,063	0

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分	令和6年度	令和7年度 令和7年6月30日現在
	件 数	件 数
診療所開設許可手数料	3	2
病院検査手数料		
診療所検査手数料		
衛生検査所登録申請手数料		
准看護師試験受験手数料	22	
准看護師免許手数料	6	
准看護師免許証書換交付手数料	1	
准看護師免許証再交付手数料		
栄養士免許申請手数料	6	1
栄養士免許証書換交付手数料	5	1
栄養士免許証再交付手数料	0	
HIV証明書作成手数料	4	3
土地掘削許可申請手数料	1	
動力の装置許可申請手数料	1	
可燃性天然ガス濃度についての確認申請手数料		1
温泉利用許可申請手数料	5	1
興行場営業許可申請手数料		
旅館業許可申請手数料	6	6
旅館業地位の継承の承認申請手数料	3	1
浴場業許可申請手数料	1	2
理容所・美容所検査手数料	9	1
クリーニング検査手数料		1
クリーニング師免許申請手数料		
クリーニング師試験受験手数料	1	
飲食店営業許可申請手数料（新規）	387	100
調理機能を有する自動販売機（新規）	3	
菓子製造業許可申請手数料（新規）	14	8
アイスクリーム類製造業許可申請手数料（新規）		
乳製品製造業許可申請手数料（新規）		
乳類販売業許可申請手数料（新規）		
食肉処理業許可申請手数料（新規）		1
食肉販売業許可申請手数料（新規）	7	3
食肉製品製造業許可申請手数料（新規）	3	
水産製品製造業許可申請手数料（新規）		
魚介類販売業許可申請手数料（新規）	5	3
清涼飲料水製造業許可申請手数料（新規）	1	
液卵製造業（新規）		
食用油脂製造業許可申請手数料（新規）	1	1
みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料（新規）	1	
酒類製造業許可申請手数料（新規）	3	1
豆腐製造業許可申請手数料（新規）	1	
麺類製造業許可申請手数料（新規）	1	
複合型そうざい製造業許可申請手数料（新規）		
そうざい製造業許可申請手数料（新規）	13	1
複合型冷凍食品製造業許可申請手数料（新規）		

区 分	令和6年度	令和7年度
	件 数	令和7年6月30日現在 件 数
漬物製造業許可申請手数料（新規）	24	
密封包装食品製造業許可申請手数料（新規）	5	1
食品の小分け業（新規）		1
添加物製造業許可申請手数料（新規）	1	
調理師試験手数料	27	
調理師免許証交付申請手数料	18	4
調理師免許証書換え交付手数料	2	1
調理師免許証再交付手数料	7	
製菓衛生師試験手数料	3	2
製菓衛生師免許証交付申請手数料	5	
製菓衛生師免許証書換え交付手数料		
製菓衛生師免許証再交付手数料		
ふぐ処理者試験手数料	1	5
ふぐ処理者免許証交付申請手数料		
ふぐ営業所登録手数料		
ふぐ営業所登録済証書換え交付手数料		
第一種動物取扱業登録申請手数料（基本額）	5	2
第一種動物取扱業登録申請手数料（種別加算）	6	2
第一種動物取扱業登録更新申請手数料（基本額）	5	3
第一種動物取扱業登録更新申請手数料（種別加算）	6	3
第一種動物取扱業登録証再交付手数料	5	
動物取扱責任者研修手数料	71	
特定動物の飼養又は保管許可申請手数料	1	
特定動物の飼養又は保管変更許可申請手数料		
犬又はねこの引取り手数料（生後90日以内の犬又はねこ）		
犬又はねこの引取り手数料（生後90日を超える犬又はねこ）	1	4
薬局開設許可申請手数料	1	
薬局開設許可更新申請手数料	8	2
医薬品販売業許可申請手数料（配置を除く）	1	
医薬品販売業許可申請手数料（配置のみ）		
医薬品販売業許可更新申請手数料（配置を除く）	4	
医薬品販売業許可更新申請手数料（配置のみ）		
配置販売従事者身分証明書交付申請手数料		
配置販売従事者身分証明書書換え交付申請手数料		
登録販売者試験手数料		
販売従事登録手数料	12	
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	1	
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	5	
薬局開設許可証・医薬品販売業許可証・高度管理医療機器等の販売業もしくは貸与業又は医薬品の販売先等変更許可証書換え交付手数料（配置を除く）	1	1
販売従事登録証書換え交付手数料	2	1
販売従事登録証再交付手数料	2	
薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料		
薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料		
地域連携薬局認定申請		
地域連携薬局認定更新申請	5	2
専門医療機関連携薬局認定申請		
専門医療機関連携薬局認定更新申請		

区 分	令和6年度	令和7年度 令和7年6月30日現在
	件 数	件 数
医薬品製造業許可更新申請（一般）手数料		
医薬部外品製造業許可申請（包装等）手数料		
医薬部外品製造業許可更新申請（一般）手数料	1	
医薬部外品製造業許可更新申請（包装等）手数料		
医薬品等製造業登録申請（保管のみ）手数料	4	
化粧品製造販売業許可申請手数料		1
化粧品製造販売業許可更新申請手数料		
化粧品製造業許可申請（一般）手数料		1
化粧品製造業許可申請（包装等）手数料	2	
化粧品製造業許可更新申請（一般）手数料	1	
化粧品製造業許可更新申請（包装等）手数料		
第三種医療機器製造販売業許可申請手数料		
第一種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	1	
第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料		
第三種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	1	
医療機器製造業登録申請手数料		
医療機器製造業登録更新申請手数料		
医療機器修理業許可申請手数料		
医療機器修理業許可更新申請手数料		
医療機器修理業許可証書換交付手数料		
医療品等の製造業許可証書換交付手数料		
医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証書換交付手数料		1
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証書換交付手数料		
毒物劇物製造（輸入）業登録更新申請手数料	1	
毒物劇物製造（輸入）業登録変更申請手数料		
毒物劇物販売業登録申請手数料	5	
毒物劇物販売業登録更新申請手数料		
毒物劇物製造（輸入）業登録票書換交付手数料		1
毒物劇物販売業登録票書換交付手数料		1
毒物劇物取扱者試験手数料	18	15
毒物劇物取扱者試験合格証再交付手数料		
毒物劇物取扱者試験合格証書換え交付手数料		
麻薬小売業者免許申請手数料	7	
麻薬施用者免許申請手数料	17	6
麻薬管理者免許申請手数料	6	
麻薬施用者免許申請証再交付		
麻薬研究者免許登録申請手数料		
覚醒剤研究者指定申請手数料		
建築物清掃業者登録申請手数料	1	
建築物飲料水貯水槽清掃業者登録申請手数料	1	
建築物環境衛生総合管理者登録申請手数料		

現金出納調

(令和6年度)

区分	受 入 額			払出額	残 高	出納員領収書 発行総額及び 枚数	現金払込調書 兼領収書総額 及び枚数
	越 高	受 高	計				
雑 入	円 0	円 900	円 900	円 900	円 0	円 900 15 枚	円 900 15 枚
計	0	900	900	900	0	900 15 枚	900 15 枚

現金出納調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

区分	受 入 額			払出額	残 高	出納員領収書 発行総額及び 枚数	現金払込調書 兼領収書総額 及び枚数
	越 高	受 高	計				
雑 入	円 0	円 150	円 150	円 150	円 0	円 150 3 枚	円 150 3 枚
計	0	150	150	150	0	150 3 枚	150 3 枚

保管現金有高調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

現金保管者	区 分	金 額 (円)
御殿場健康福祉センター所長	有料駐車場利用料金等継続的資金前渡 令和7年4月4日現金領収分	6,240

預 金 調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残 高 (円)	摘 要
スルガ銀行御殿場東支店	無利息型 普通預金	1551583	御殿場健康福祉センター 資金前渡者 内藤 茂樹	0	継続的資金前 渡金の支出等
スルガ銀行御殿場東支店	無利息型 普通預金	1465464	自振口 御殿場健康福祉セ ンター 資金前渡者 内藤 茂樹	0	公共料金の支 払
残高合計				0	

郵 券 等 受 払 調

(令和7年6月30日 現在)

(単位：枚、円)

区 分	種 類	令 和 6 年 度						令 和 7 年 度						差引現在高	摘要
		繰 越		受 入		払 出		繰 越		受 入		払 出			
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額		
	1円券	43	43	0	0	13	13	30	30	0	0	30	30	0	0
	2円券	48	96	0	0	19	38	29	58	0	0	20	40	9	18
	5円券	52	260	0	0	9	45	43	215	0	0	12	60	31	155
	10円券	143	1,430	200	2,000	79	790	264	2,640	0	0	6	60	258	2,580
	50円券	2	100	70	3,500	12	600	60	3,000	0	0	3	150	57	2,850
	84円券	12	1,008	50	4,200	62	5,208	0	0	0	0	0	0	0	0
	100円券	41	4,100	200	20,000	60	6,000	181	18,100	0	0	21	2,100	160	16,000
	はがき (63円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		/	7,037	/	29,700	/	12,694	/	24,043	/	0	/	2,440	/	21,603

歳入歳出外現金調

(令和6年度)

区分	越高	受高	払高	残高	摘要
保証金	円 0	円 5,000	円 0	円 5,000	
計	0	5,000	0	5,000	

歳入歳出外現金調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

区分	越高	受高	払高	残高	摘要
保証金	円 5,000	円	円 0	円 5,000	
計	5,000	0	0	5,000	

歳出予算執行状況調

(令和 6年度)
(令和 7年 5月31日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 04 経営管理費	646,038	646,038	0	
項 01 経営管理費	646,038	646,038	0	
目 01 一般総務費	152,130	152,130	0	
04 共済費	152,130	152,130	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	152,130	152,130	0	
目 04 職員厚生費	42,358	42,358	0	
07 報償費	35,748	35,748	0	
01 その他の報償費	35,748	35,748	0	
08 旅費	4,500	4,500	0	
01 その他の旅費	3,120	3,120	0	
02 普通旅費	1,380	1,380	0	
10 需用費	0	0	0	
01 その他の需用費	0	0	0	
11 役務費	2,110	2,110	0	
目 05 資産経営費	451,550	451,550	0	
10 需用費	451,550	451,550	0	
01 その他の需用費	451,550	451,550	0	
款 05 暮らし・環境費	8,990	8,990	0	
項 04 環境費	8,990	8,990	0	
目 01 環境政策費	8,990	8,990	0	
08 旅費	1,990	1,990	0	
02 普通旅費	1,990	1,990	0	
10 需用費	7,000	7,000	0	
01 その他の需用費	7,000	7,000	0	
款 07 健康福祉費	50,150,886	49,361,221	789,665	
項 01 健康福祉費	17,361,212	17,154,897	206,315	
目 01 健康福祉総務費	1,275,172	1,171,198	103,974	
01 報酬	724,928	724,928	0	

一般会計

(令和 6年度)
(令和 7年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
03 非常勤職員報酬	724,928	724,928	0	
03 職員手当等	326,000	323,759	2,241	
01 その他の職員手当等	326,000	323,759	2,241	
04 共済費	224,244	122,511	101,733	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	58,244	58,159	85	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	166,000	64,352	101,648	
目 02 健康福祉企画費	16,086,040	15,983,699	102,341	
01 報酬	3,428,000	3,428,000	0	
03 非常勤職員報酬	3,428,000	3,428,000	0	
03 職員手当等	1,334,000	1,332,940	1,060	
01 その他の職員手当等	1,334,000	1,332,940	1,060	
04 共済費	1,236,000	1,227,156	8,844	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	256,000	256,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	980,000	971,156	8,844	
07 報償費	30,000	20,000	10,000	
01 その他の報償費	30,000	20,000	10,000	
08 旅費	193,870	177,226	16,644	
01 その他の旅費	52,000	46,816	5,184	
02 普通旅費	141,870	130,410	11,460	
10 需用費	3,451,100	3,429,076	22,024	
01 その他の需用費	3,451,100	3,429,076	22,024	
11 役務費	878,000	868,531	9,469	
12 委託料	2,957,630	2,926,430	31,200	
13 使用料及び賃借料	125,640	123,140	2,500	
14 工事請負費	2,398,000	2,398,000	0	
18 負担金、補助及び交付 金	37,800	37,800	0	
26 公課費	16,000	15,400	600	
項 02 福祉長寿費	14,979,720	14,979,720	0	

一般会計

(令和 6年度)
(令和 7年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
目 01 地域福祉費	14,964,080	14,964,080	0	
08 旅費	4,100	4,100	0	
02 普通旅費	4,100	4,100	0	
10 需用費	0	0	0	
01 その他の需用費	0	0	0	
18 負担金、補助及び交付金	14,959,980	14,959,980	0	
目 03 長寿社会費	12,760	12,760	0	
08 旅費	12,760	12,760	0	
02 普通旅費	12,760	12,760	0	
10 需用費	0	0	0	
01 その他の需用費	0	0	0	
11 役務費	0	0	0	
13 使用料及び賃借料	0	0	0	
目 04 遺家族等援護費	2,880	2,880	0	
08 旅費	2,880	2,880	0	
02 普通旅費	2,880	2,880	0	
項 03 子ども未来費	3,645,114	3,645,114	0	
目 01 子ども未来費	3,645,114	3,645,114	0	
01 報酬	1,952,000	1,952,000	0	
03 非常勤職員報酬	1,952,000	1,952,000	0	
03 職員手当等	730,410	730,410	0	
01 その他の職員手当等	730,410	730,410	0	
04 共済費	660,000	660,000	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	137,000	137,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	523,000	523,000	0	
07 報償費	161,160	161,160	0	
01 その他の報償費	161,160	161,160	0	
08 旅費	57,758	57,758	0	

一般会計

(令和 6年度)
(令和 7年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の旅費	28,138	28,138	0	
02 普通旅費	29,620	29,620	0	
10 需用費	14,000	14,000	0	
01 その他の需用費	14,000	14,000	0	
11 役務費	62,886	62,886	0	
13 使用料及び賃借料	6,900	6,900	0	
項 04 障害者支援費	644,721	644,721	0	
目 01 障害者支援費	644,721	644,721	0	
01 報酬	182,000	182,000	0	
03 非常勤職員報酬	182,000	182,000	0	
07 報償費	69,478	69,478	0	
01 その他の報償費	69,478	69,478	0	
08 旅費	151,440	151,440	0	
01 その他の旅費	10,979	10,979	0	
02 普通旅費	140,461	140,461	0	
10 需用費	79,998	79,998	0	
01 その他の需用費	78,000	78,000	0	
02 食糧費	1,998	1,998	0	
11 役務費	141,705	141,705	0	
13 使用料及び賃借料	20,100	20,100	0	
項 05 医療費	1,347,274	1,347,274	0	
目 01 医務福祉費	554,046	554,046	0	
01 報酬	110,000	110,000	0	
03 非常勤職員報酬	110,000	110,000	0	
04 共済費	0	0	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	0	0	0	
07 報償費	20,000	20,000	0	
01 その他の報償費	20,000	20,000	0	

一般会計

(令和 6年度)
(令和 7年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
08 旅費	161,428	161,428	0	
01 その他の旅費	3,448	3,448	0	
02 普通旅費	157,980	157,980	0	
10 需用費	83,000	83,000	0	
01 その他の需用費	83,000	83,000	0	
11 役務費	165,618	165,618	0	
13 使用料及び賃借料	14,000	14,000	0	
目 02 感染症対策費	793,228	793,228	0	
01 報酬	284,520	284,520	0	
03 非常勤職員報酬	284,520	284,520	0	
04 共済費	113	113	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	113	113	0	
07 報償費	15,500	15,500	0	
01 その他の報償費	15,500	15,500	0	
08 旅費	51,354	51,354	0	
01 その他の旅費	4,824	4,824	0	
02 普通旅費	46,530	46,530	0	
10 需用費	173,336	173,336	0	
01 その他の需用費	173,336	173,336	0	
11 役務費	242,626	242,626	0	
12 委託料	13,640	13,640	0	
13 使用料及び賃借料	12,139	12,139	0	
項 06 健康費	11,504,465	10,921,115	583,350	
目 01 健康政策費	2,180	2,180	0	
08 旅費	2,180	2,180	0	
02 普通旅費	2,180	2,180	0	
目 02 健康増進費	11,502,285	10,918,935	583,350	
01 報酬	33,194	33,194	0	

一般会計

(令和 6年度)
(令和 7年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
03 非常勤職員報酬	33,194	33,194	0	
07 報償費	274,335	274,335	0	
01 その他の報償費	243,846	243,846	0	
02 買上金	30,489	30,489	0	
08 旅費	218,774	87,424	131,350	
01 その他の旅費	20,254	20,254	0	
02 普通旅費	198,520	67,170	131,350	
10 需用費	350,513	350,513	0	
01 その他の需用費	350,513	350,513	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	136,098	136,098	0	
13 使用料及び賃借料	99,371	99,371	0	
18 負担金、補助及び交付金	10,390,000	9,938,000	452,000	
項 07 生活衛生費	668,380	668,380	0	
目 01 食品衛生費	495,983	495,983	0	
08 旅費	57,160	57,160	0	
02 普通旅費	57,160	57,160	0	
10 需用費	388,000	388,000	0	
01 その他の需用費	388,000	388,000	0	
11 役務費	33,823	33,823	0	
13 使用料及び賃借料	17,000	17,000	0	
目 02 薬務費	172,397	172,397	0	
07 報償費	42,000	42,000	0	
01 その他の報償費	42,000	42,000	0	
08 旅費	36,986	36,986	0	
01 その他の旅費	4,236	4,236	0	
02 普通旅費	32,750	32,750	0	
10 需用費	42,400	42,400	0	

一般会計

(令和 6年度)
(令和 7年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の需用費	32,000	32,000	0	
02 食糧費	10,400	10,400	0	
11 役務費	46,011	46,011	0	
13 使用料及び賃借料	5,000	5,000	0	
款 08 経済産業費	2,827,507	2,827,507	0	
項 06 農地費	2,827,507	2,827,507	0	
目 01 農地費	2,827,507	2,827,507	0	
10 需用費	1,518,407	1,518,407	0	
01 その他の需用費	1,518,407	1,518,407	0	
11 役務費	173,000	173,000	0	
12 委託料	1,136,100	1,136,100	0	
款 09 交通基盤費	2,352,135	2,352,135	0	
項 04 道路費	2,352,135	2,352,135	0	
目 02 道路橋りょう新設改良費	2,352,135	2,352,135	0	
10 需用費	1,265,335	1,265,335	0	
01 その他の需用費	1,265,335	1,265,335	0	
11 役務費	144,000	144,000	0	
12 委託料	942,800	942,800	0	
計	55,985,556	55,195,891	789,665	

歳出予算執行状況調

(令和 7年度)
(令和 7年 6月30日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 03 総務費	136,464	0	136,464	
項 01 総務費	136,464	0	136,464	
目 01 一般総務費	133,784	0	133,784	
04 共済費	133,784	0	133,784	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	133,784	0	133,784	
目 06 職員厚生費	2,680	0	2,680	
08 旅費	2,680	0	2,680	
02 普通旅費	2,680	0	2,680	
款 06 暮らし・環境費	12,000	2,380	9,620	
項 04 環境費	12,000	2,380	9,620	
目 01 環境政策費	12,000	2,380	9,620	
08 旅費	5,000	2,380	2,620	
02 普通旅費	5,000	2,380	2,620	
10 需用費	7,000	0	7,000	
01 その他の需用費	7,000	0	7,000	
款 08 健康福祉費	36,861,840	18,725,760	18,136,080	
項 01 健康福祉費	14,152,400	2,510,751	11,641,649	
目 02 健康福祉企画費	14,152,400	2,510,751	11,641,649	
01 報酬	3,890,000	660,212	3,229,788	
03 非常勤職員報酬	3,890,000	660,212	3,229,788	
03 職員手当等	1,556,000	776,796	779,204	
01 その他の職員手当等	1,556,000	776,796	779,204	
04 共済費	1,602,000	164,478	1,437,522	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	358,000	52,518	305,482	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,244,000	111,960	1,132,040	
07 報償費	30,000	0	30,000	
01 その他の報償費	30,000	0	30,000	
08 旅費	154,900	17,338	137,562	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 6月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の旅費	52,000	7,808	44,192	
02 普通旅費	102,900	9,530	93,370	
10 需用費	2,105,000	482,247	1,622,753	
01 その他の需用費	2,105,000	482,247	1,622,753	
11 役務費	647,500	90,878	556,622	
12 委託料	3,972,000	235,680	3,736,320	
13 使用料及び賃借料	115,000	52,122	62,878	
18 負担金、補助及び交付金	36,000	31,000	5,000	
26 公課費	44,000	0	44,000	
項 02 福祉長寿費	15,154,980	14,991,030	163,950	
目 01 地域福祉費	14,963,980	14,962,160	1,820	
08 旅費	4,000	2,180	1,820	
02 普通旅費	4,000	2,180	1,820	
18 負担金、補助及び交付金	14,959,980	14,959,980	0	
目 03 長寿社会費	186,000	28,870	157,130	
08 旅費	23,200	0	23,200	
02 普通旅費	23,200	0	23,200	
10 需用費	57,700	21,670	36,030	
01 その他の需用費	57,700	21,670	36,030	
11 役務費	15,100	0	15,100	
13 使用料及び賃借料	90,000	7,200	82,800	
目 04 遺家族等援護費	5,000	0	5,000	
08 旅費	5,000	0	5,000	
02 普通旅費	5,000	0	5,000	
項 03 こども若者費	4,120,900	890,006	3,230,894	
目 01 こども若者費	4,120,900	890,006	3,230,894	
01 報酬	2,158,000	366,048	1,791,952	
03 非常勤職員報酬	2,158,000	366,048	1,791,952	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 6月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
03職員手当等	835,000	416,603	418,397	
01 その他の職員手当等	835,000	416,603	418,397	
04 共済費	795,000	87,723	707,277	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	175,000	28,011	146,989	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	620,000	59,712	560,288	
07 報償費	163,000	0	163,000	
01 その他の報償費	163,000	0	163,000	
08 旅費	103,000	15,132	87,868	
01 その他の旅費	83,000	5,992	77,008	
02 普通旅費	20,000	9,140	10,860	
10 需用費	10,000	0	10,000	
01 その他の需用費	10,000	0	10,000	
11 役務費	50,000	4,100	45,900	
13 使用料及び賃借料	6,900	400	6,500	
項 04 障害者支援費	1,161,100	107,143	1,053,957	
目 01 障害者支援費	1,161,100	107,143	1,053,957	
01 報酬	245,700	57,000	188,700	
03 非常勤職員報酬	245,700	57,000	188,700	
07 報償費	330,000	11,470	318,530	
01 その他の報償費	330,000	11,470	318,530	
08 旅費	298,900	10,291	288,609	
01 その他の旅費	110,500	761	109,739	
02 普通旅費	188,400	9,530	178,870	
10 需用費	71,500	2,340	69,160	
01 その他の需用費	70,000	2,340	67,660	
02 食糧費	1,500	0	1,500	
11 役務費	193,000	23,542	169,458	
13 使用料及び賃借料	22,000	2,500	19,500	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 6月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
項 05 医療費	1,255,000	148,067	1,106,933	
目 01 医務福祉費	650,000	58,957	591,043	
01 報酬	124,000	20,292	103,708	
03 非常勤職員報酬	124,000	20,292	103,708	
04 共済費	1,000	0	1,000	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,000	0	1,000	
07 報償費	30,000	0	30,000	
01 その他の報償費	30,000	0	30,000	
08 旅費	239,000	3,880	235,120	
01 その他の旅費	24,000	200	23,800	
02 普通旅費	215,000	3,680	211,320	
10 需用費	83,000	5,500	77,500	
01 その他の需用費	83,000	5,500	77,500	
11 役務費	166,000	28,285	137,715	
13 使用料及び賃借料	7,000	1,000	6,000	
目 02 感染症対策費	605,000	89,110	515,890	
01 報酬	303,000	50,730	252,270	
03 非常勤職員報酬	303,000	50,730	252,270	
04 共済費	2,000	0	2,000	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	2,000	0	2,000	
07 報償費	25,000	0	25,000	
01 その他の報償費	25,000	0	25,000	
08 旅費	39,000	2,300	36,700	
01 その他の旅費	21,000	0	21,000	
02 普通旅費	18,000	2,300	15,700	
10 需用費	65,000	0	65,000	
01 その他の需用費	65,000	0	65,000	
11 役務費	169,000	35,880	133,120	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 6月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
13 使用料及び賃借料	2,000	200	1,800	
項 06 健康費	399,460	26,640	372,820	
目 02 健康増進費	399,460	26,640	372,820	
04 共済費	200	0	200	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	200	0	200	
07 報償費	48,500	0	48,500	
01 その他の報償費	48,500	0	48,500	
08 旅費	166,960	10,200	156,760	
01 その他の旅費	12,800	0	12,800	
02 普通旅費	154,160	10,200	143,960	
10 需用費	102,600	5,720	96,880	
01 その他の需用費	102,400	5,720	96,680	
02 食糧費	200	0	200	
11 役務費	56,500	7,320	49,180	
13 使用料及び賃借料	24,700	3,400	21,300	
項 07 生活衛生費	618,000	52,123	565,877	
目 01 食品衛生費	420,000	31,753	388,247	
08 旅費	59,000	5,580	53,420	
02 普通旅費	59,000	5,580	53,420	
10 需用費	309,000	18,778	290,222	
01 その他の需用費	309,000	18,778	290,222	
11 役務費	35,000	6,395	28,605	
13 使用料及び賃借料	17,000	1,000	16,000	
目 02 薬務費	198,000	20,370	177,630	
07 報償費	42,000	0	42,000	
01 その他の報償費	42,000	0	42,000	
08 旅費	63,000	14,020	48,980	
01 その他の旅費	15,000	0	15,000	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 6月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
02 普通旅費	48,000	14,020	33,980	
10 需用費	36,000	0	36,000	
01 その他の需用費	32,000	0	32,000	
02 食糧費	4,000	0	4,000	
11 役務費	52,000	5,650	46,350	
13 使用料及び賃借料	5,000	700	4,300	
款 09 経済産業費	3,235,000	1,049,572	2,185,428	
項 06 農地費	3,235,000	1,049,572	2,185,428	
目 01 農地費	3,235,000	1,049,572	2,185,428	
10 需用費	1,521,000	205,912	1,315,088	
01 その他の需用費	1,521,000	205,912	1,315,088	
11 役務費	179,000	0	179,000	
12 委託料	1,535,000	843,660	691,340	
款 10 交通基盤費	2,714,000	395,092	2,318,908	
項 03 道路費	2,714,000	395,092	2,318,908	
目 02 道路橋りょう新設改良費	2,714,000	395,092	2,318,908	
10 需用費	1,291,000	199,092	1,091,908	
01 その他の需用費	1,291,000	199,092	1,091,908	
11 役務費	149,000	0	149,000	
12 委託料	1,274,000	196,000	1,078,000	
計	42,959,304	20,172,804	22,786,500	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和6年度)

節名	会計	款	項	目	執行済額(円)		
					5年度	6年度	左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	3,264,287	2,926,430	
	一般	健康福祉費	感染症対策費	感染症対策費	41,580	13,640	
	一般	経済産業費	農地費	農地費	1,285,000	1,136,100	
	一般	交通基盤費	道路費	道路橋りょう新設改良費	1,066,400	942,800	
計				5,657,267	5,018,970		
(14) 工事請負費	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	1,980,000	2,398,000	
計				1,980,000	2,398,000		
(16) 公有財産購入費					0	0	
計					0	0	
(17) 備品購入費	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	0	0	
計					0	0	
(18) 負担金、補助及び交付金	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	27,500	37,800	
	一般	健康福祉費	福祉長寿費	地域福祉費	14,959,980	14,959,980	
	一般	健康福祉費	健康費	健康増進費	7,331,000	9,938,000	
計				22,318,480	24,935,780		
(21) 補償、補填及び賠償金					0	0	
計					0	0	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額(円)	
						うち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	248,880	
	一般	経済産業費	農地費	農地費	843,660	
	一般	交通基盤費	道路費	道路橋りょう新設改良費	196,000	
計				1,288,540		
(14) 工事請負費	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	0	
計				0		
(16) 公有財産購入費					0	
計					0	
(17) 備品購入費					0	
計					0	
(18) 負担金、補助及び交付金	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	31,000	
	一般	健康福祉費	福祉長寿費	地域福祉費	14,959,980	
計				14,990,980		
(21) 補償、補填及び賠償金					0	
計					0	

委託料に関する調

(令和6年度)

整理番号	委託業務名 (事務関係)	受託者	当初設計金額 円	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額 円	委託業務の内容	摘要
				当初額 円	変更増減額 円	計 円						
1	御殿場合同庁舎消防用設備保守点検業務	広伸防災(株)	291,610	204,600	0	204,600	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.31 R6.12.23	89,650 114,950	屋内消火栓、自動火災報知、非常放送設備等の保守点検	随契1号(少額)
									小計	204,600		
2	御殿場合同庁舎清掃業務	エイワサービス(株)	3,355,000	2,173,600	0	2,173,600	一般	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.15 R6.6.14 R6.7.12 R6.8.19 R6.9.10 R6.10.10 R6.11.29 R6.12.23 R7.1.27 R7.2.21 R7.3.24 R7.4.21	147,400 201,300 147,400 216,700 147,400 250,800 147,400 147,400 222,200 147,400 250,800 147,400	庁舎内及び庁舎外周の清掃	
									小計	2,173,600		
3	御殿場合同庁舎緑化環境整備業務	(株)ハヤシ造園土木	922,927	825,000	0	825,000	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.15 R6.7.26 R6.8.9 R6.9.13 R6.9.26 R6.12.20	206,800 189,200 92,400 28,600 160,600 147,400	庁舎内及び庁舎外周の緑化環境整備	随契1号(少額)
									小計	825,000		
4	御殿場合同庁舎機械警備業務	セコム(株)	386,232	303,600	0	303,600	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.15 R6.6.14 R6.7.10 R6.8.15 R6.9.13 R6.10.10 R6.11.29 R6.12.23 R7.1.27 R7.2.21 R7.2.24 R7.4.21	25,300 25,300 25,300 25,300 25,300 25,300 25,300 25,300 25,300 25,300 25,300 25,300	機械警報警備等	随契1号(少額)
									小計	303,600		
5	御殿場合同庁舎廃棄物搬出処理業務	(有)東富士クリーンサービス	343,896	198,000	0	198,000	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.20 R6.6.20 R6.7.19 R6.8.19 R6.9.13 R6.10.25 R6.11.27 R6.12.23 R7.1.27 R7.2.21 R7.3.24 R7.4.21	16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500	可燃、不燃ごみの搬出処理	随契1号(少額)
									小計	198,000		
6	御殿場合同庁舎自動扉開閉装置保守点検業務	ナブコシステム(株)沼津営業所	88,088	81,400	0	81,400	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.31 R6.11.29	40,700 40,700	自動ドアの保守点検	随契1号(少額)
									小計	81,400		
7	御殿場合同庁舎自家用電気工作物保安管理業務	(一財)関東電気保安協会沼津事業本部	417,510	331,430	0	331,430	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.2	331,430	自家用電気工作物の保安・管理	随契1号(少額)

委託料に関する調

(令和6年度)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
8	御殿場合同庁舎浄化槽保守点検業務	(株)東海衛生	121,968	92,400	0	92,400	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.20	7,700	浄化槽の保守・管理	随契1号(少額)
									R6.6.14	7,700		
									R6.7.10	7,700		
									R6.8.19	7,700		
									R6.9.13	7,700		
									R6.10.11	7,700		
									R6.11.29	7,700		
									R6.12.23	7,700		
									R7.1.27	7,700		
									R7.2.21	7,700		
									R7.3.24	7,700		
R7.4.21	7,700											
小計									92,400			
9	御殿場合同庁舎空調設備保守点検業務	(株)静岡日立	397,848	286,000	0	286,000	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.7.5	143,000	空調設備の保守点検、冷暖房切替及びフィルター交換清掃	随契1号(少額)
									R6.12.20	143,000		
									小計			
10	御殿場合同庁舎電話設備保守点検業務	静岡電話工業(株)	169,400	154,000	0	154,000	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.10.10	77,000	電話設備の保守点検	随契1号(少額)
									R7.4.11	77,000		
									小計			
11	自動車整備管理業務	(有)堀江自動車整備工場	82,500	82,500	0	82,500	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.4.30	6,600	公用車の1ヶ月点検	随契1号(少額)
									R6.5.31	6,600		
									R6.7.5	8,250		
									R6.7.31	8,250		
									R6.9.3	4,950		
									R6.10.10	6,600		
									R6.11.7	6,600		
									R6.11.29	6,600		
									R6.12.24	8,250		
									R7.2.6	8,250		
									R7.3.13	4,950		
R7.3.24	6,600											
小計									82,500			
12	感染性廃棄物処理業務	日本産業廃棄物処理(株)	3,520	3,520	0	3,520	随契	R7.1.23 ～ R7.3.31	R7.3.24	10,340	感染性医療廃棄物の収集・運搬	随契1号(少額)・単価契約
			(80L段ボール1箱当り)	(80L段ボール1箱当り)	(80L段ボール1箱当り)							
		3,410	3,410		3,410	随契	R7.1.23 ～ R7.3.31	R7.3.24	3,300	感染性医療廃棄物の処分		
		(20Lペール缶1缶当り)	(20Lペール缶1缶当り)	(20Lペール缶1缶当り)								
(有)角松商事	1,760	1,760	0	1,760								
770	770		770									
(有)	(80L段ボール1箱当り)	(80L段ボール1箱当り)	(80L段ボール1箱当り)	(20Lペール缶1缶当り)	(20Lペール缶1缶当り)	(20Lペール缶1缶当り)						
13	産業廃棄物処理業務	セキトランスシステム(株)	61,600	30,800	0	30,800	随契	R7.2.28 ～ R7.3.28	R7.4.15	30,800	産業廃棄物の収集運搬及び処分	随契1号(少額)
14	建築基準法第12条定期点検業務	(株)サン	242,000	242,000	0	242,000	随契	R6.9.24 ～ R6.12.20	R7.1.21	242,000	庁舎及び車庫・倉庫の建築基準法第12条に基づく定期点検	随契1号(少額)
	事務関係計	14件								5,018,970		
	合計	14件								5,018,970		

委 託 料 に 関 す る 調

(令和7年度)
(令和7年6月30日現在)

整理 番号	委 託 業務名	受託者	当 初 設計金額	契 約 金 額			契約締 結方法	契約期間	支 出 年月日	金 額	委託業務 の内容	摘 要
				当初額	変更増減額	計						
1	(事務関係) 御殿場合同庁舎消防用設備保守点検業務	広伸防災(株)	円 313,511	円 204,600	円 0	円 204,600	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.6.23	円 89,650	屋内消火栓、自動火災報知、非常放送設備等の保守点検	随契 1号 (少額)
2	御殿場合同庁舎清掃業務	エイワサービス(株)	3,735,600	1,867,800	0	1,867,800	一般	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.5.26 R7.6.23	123,200 174,900	庁舎内及び庁舎外周の清掃	
									小計	298,100		
3	御殿場合同庁舎緑化環境整備業務	北駿造園(株)	973,566	957,000	0	957,000	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.5.26	239,800	庁舎内及び庁舎外周の緑化環境整備	随契 1号 (少額)
4	御殿場合同庁舎機械警備業務	セコム(株)	421,806	333,960	0	333,960	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.5.26 R7.6.23	27,830 27,830	機械警報警備等	随契 1号 (少額)
									小計	55,660		
5	御殿場合同庁舎廃棄物搬出処理業務	(有)東富士クリーンサービス	360,822	198,000	0	198,000	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.5.26 R7.6.23	16,500 16,500	可燃、不燃ごみの搬出処理	随契 1号 (少額)
									小計	33,000		
6	御殿場合同庁舎自動扉開閉装置保守点検業務	ナブコシステム(株)沼津営業所	94,772	81,400	0	81,400	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.6.13	40,700	自動ドアの保守点検	随契 1号 (少額)
7	御殿場合同庁舎自家用電気工作物保安管理業務	(一財)関東電気保安協会沼津事業本部	448,668	331,430	0	331,430	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.4.30	331,430	自家用電気工作物の保安・管理	随契 1号 (少額)
8	御殿場合同庁舎浄化槽保守点検業務	(株)東海衛生	131,224	118,800	0	118,800	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.5.26 R7.6.23	9,900 9,900	浄化槽の保守・管理	随契 1号 (少額)
									小計	19,800		
9	御殿場合同庁舎空調設備保守点検業務	(株)静岡日立	427,735	308,000	0	308,000	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.6.30	154,000	空調設備の保守点検、冷暖房切替及びフィルター交換清掃	随契 1号 (少額)
10	御殿場合同庁舎電話設備保守点検業務	静岡電話工業(株)	182,255	154,000	0	154,000	随契	R7.4.1 ～ R7.3.31			電話設備の保守点検	随契 1号 (少額)
11	自動車整備管理業務	静岡トヨタ自動車(株)御殿場店	165,000	165,000	0	165,000	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.5.26 R7.6.30	13,200 13,200	公用車の1ヶ月点検	随契 1号 (少額)
									小計	26,400		
	事務関係計	11 件								1,288,540		
	合 計	11 件								1,288,540		

余 白

補 助 金

整理 番号	対象事業名	交付先	補助の 根拠	事業の実績	総事業費	補助金額
1	健康増進事業費 助成事業	御殿場市	健康増進事 業費補助金 交付要綱	健康増進法に規定する健康増 進事業を実施する市町に助成	円 11,962,417	円 7,441,000
		小山町			3,822,290	2,497,000
	計	1件	/	/	15,784,707	9,938,000

支 出 調

(令和6年度)

補助率	交付決定		交 付		事業完了		摘要
	年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	確認年月日	
2/3他	R7.3.17	円 7,734,000	R7.3.31	円 6,681,000	R7.3.31	R7.3.31	
	R7.5.12	△ 293,000	R7.5.30	760,000			
	R7.3.17	2,656,000	R7.3.31	2,273,000	R7.3.31	R7.3.31	
	R7.5.12	△ 159,000	R7.5.30	224,000			
		9,938,000		9,938,000			

負 担 金 支 出 調

(令和6年度)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	御殿場地区安全運転管理協会会費	御殿場地区安全運転管理協会	会則	令和6年度会費	円 23,000	R6. 4. 17
2	民生委員法第26条に基づく民生委員・児童委員の活動に要する費用の負担金	御殿場市外1町	民生委員法第26条	民生委員・児童委員活動手当及び地区協議会活動費用の県負担金	14,959,980	R6. 6. 28
3	安全運転管理者講習受講負担金	静岡県公安委員会	道路交通法第74条の3第8項	講習手数料	4,500	R6. 8. 6
4	会計年度任用職員人間ドック事業参加負担金	地方職員共済組合静岡県支部長	実施通知	人間ドック負担金	7,000	R6. 11. 18
5	公衆衛生実務研修会に係る受講料	公益社団法人日本栄養士会	開催通知	講習手数料	3,300	R6. 12. 20
計		5件	/	/	14,997,780	/

負 担 金 支 出 調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	御殿場地区安全運転管理協会会費	御殿場地区安全運転管理協会	会則	令和6年度会費	円 23,000	R7. 4. 28
2	甲種防火管理新規講習受講料	(一財)日本防火・防災協会	消防法施行令第1条の2第3項	防火管理者の変更に伴う防火管理者新規講習受講料	8,000	R7. 5. 2
3	民生委員法第26条に基づく民生委員・児童委員の活動に要する費用の負担金	御殿場市外1町	民生委員法第26条	民生委員・児童委員活動手当及び地区協議会活動費用の県負担金	14,959,980	R7. 6. 30
計		3件	/	/	14,990,980	/

余 白

建 築 工

整理 番号	予算科目	工事名	工事箇所	当初設計金額	契 約 金	
					当初額	変更増減額
1	健康福祉企 画費	御殿場合同庁舎自動 火災報知装置更新工 事	御殿場合同庁舎	円 2,398,000	円 2,398,000	円 0
合	計			2,398,000	2,398,000	0

事 調

(令和6年度)

額	契約 締結 方法	受注者	着 手 完成 (予定) 年 月 日	支出済額	工事概要	公有 財産 台帳	摘 要
計							
円 2,398,000	随契	株式会社岡電	R6.12.18 R7.3.21	円 2,398,000	更新周期を過ぎ、信頼性の低下している自動火災報知装置の更新工事	—	令達日 R6.11.7 最終支払 R7.4.21 随契1号 (少額)
2,398,000				2,398,000			

公 有 財 産 調

(令和6年度)

区 分	令和6年3月31日 現 在		増		減		令和7年3月31日 現 在		摘要
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	
行政財産		千円 596,048		千円 0		千円 18,403		千円 577,645	
土地	m ² 9,641.45	190,901	m ² 0	0	m ² 0	0	m ² 9,641.45	190,901	
立木竹	本 2,510	8,065	本 0	0	本 0	0	本 2,510	8,065	
建物	m ² 1,843.64 2,792.80	396,504	m ² 0 0	0 0	m ² 0 0	18,368	m ² 1,843.64 2,792.80	378,136	※1
工作物	個 44	578	個 0	0	個 0	35	個 44	543	※2
公有財産に準ずるもの		759		0		0		759	
電話加入権	台 14	759	台 0	0	台 0	0	台 14	759	

(注) 建物の数量欄は、上段に建築面積を、下段に延べ面積を記載

※1 減価償却による価格改定

※2 減価償却による価格改定

公 有 財 産 調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

区 分	令和7年3月31日 現 在		増		減		令和7年6月30日 現 在		摘要
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	
行政財産		千円 577,645		千円 0		千円 0		千円 577,645	
土地	m ² 9,641.45	190,901	m ² 0	0	m ² 0	0	m ² 9,641.45	190,901	
立木竹	本 2,510	8,065	本 0	0	本 0	0	本 2,510	8,065	
建物	m ² 1,843.64 2,792.80	378,136	m ² 0 0	0 0	m ² 0 0	0	m ² 1,843.64 2,792.80	378,136	
工作物	個 44	543	個 0	0	個 0	0	個 44	543	
公有財産に準ずるもの		759		0		0		759	
電話加入権	台 14	759	台 0	0	台 0	0	台 14	759	

(注) 建物の数量欄は、上段に建築面積を、下段に延べ面積を記載

借地借家等調

(令和7年6月30日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積	借料		契約期間	所有者又は契約者氏名	用途
				台帳	現況		単価	年額			
1	土地	森林地	駿東郡小山町須走木ノ根坂国有林500と林小班内			㎡ 2.00	円 3,000	円 3,000	R5.4.1 ～ R8.3.31	静岡森林管理署長	看板敷地 (毒きのこ注意)
2	土地	普通河川	御殿場市竈字寺ノ上641-1			㎡ 12.00	円 0	円 0	R7.4.1 ～ R12.3.31	御殿場市長	河川占有 (庁舎通路)
3	土地	普通河川	御殿場市竈字寺ノ上643-6			㎡ 16.00	円 0	円 0	R7.4.1 ～ R12.3.31	御殿場市長	河川占有 (庁舎通路)
4	土地	道路	御殿場市萩原字永原1438-1			㎡ 1.58	円 0	円 0	R4.4.1 ～ R9.3.31	静岡県知事	看板敷地 (庁舎案内)
5	土地	普通河川	御殿場市竈字水道1110-5			㎡ 0.28	円 0	円 0	R7.4.1 ～ R12.3.31	御殿場市長	河川占有 (雨水等放流)
6	土地	普通河川	御殿場市竈字水道1090-2			㎡ 2.54	円 0	円 0	R3.4.1 ～ R8.3.31	御殿場市長	河川占有 (遊歩道設置)
	計					㎡ 34.40	円 3,000	円 3,000			

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和7年度)

(令和7年6月30日現在)

区分	事業名又は契約名	内容	契約額	(契約額の年度別内訳)						
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	年度	年度
長期継続契約	電子複写機賃貸借契約	当所で使用する電子複写機の賃貸借契約 (契約日) 令和6年4月1日	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円	円

行政財産貸付・使用許可調

(令和7年6月30日現在)

整理 番号	区分	種別	所在地	地 目		数量又 は面積	貸付料又は 使 用 料		貸付又は 使用許可 期 間	貸付又は使用 許可を受けた 者の氏名	貸付・ 使用許 可目的
				台帳	現況		単価	年額			
							円	円			
1	建物	事務所建	御殿場市 竈字水道 1113	鉄筋コンク リート造 地上3階建	㎡	4.05	円 免除	円 免除	R7.4.1 ～ R10.3.31	静岡県御殿場 食品衛生協会 会	事務室
2	〃	〃	〃	〃	㎡	0.07	円 免除	円 免除	R3.4.1 ～ R8.3.31	御殿場市	地域防災 無線
3	〃	〃	〃	〃	㎡	2.00	円 50,000	円 50,000	R5.4.1 ～ R8.3.31	コカ・コーラボトラーズ ジャパン(株) バンディング中部 日本地区統括 部バンディング静岡 支店	飲料用自 動販売機 の設置及 び飲料の 販売
4	土地	庁舎 敷地	〃	宅地 宅地	㎡	11.39	円 免除	円 免除	R7.4.1 ～ R10.3.31	静岡県御殿場 食品衛生協会 会	駐車場
5	〃	〃	〃	〃 〃	電柱2本		円 1,500	円 3,000	R4.4.1 ～ R9.3.31	東京電力パワ ーグリッド(株) 静岡総支社	電力供給
6	〃	〃	〃	〃 〃	支線1本		円 1,500	円 1,500	R3.4.1 ～ R8.3.31	西日本電信電 話(株) 静岡支店	光ケーブ ル架線
7	〃	〃	〃	〃 〃	㎡	0.18	円 免除	円 免除	R7.4.1 ～ R8.3.31	日本郵便(株) 御殿場郵便局	郵便差出 箱
合 計								円 54,500			

備品・図書調

(令和 6年度)

所属 0000104124 健康福祉部 御殿場健康福祉センター

区 分	令和 6年 3月31日 現在	増		減		令和 7年 3月31日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
01-02 台類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-03 いす類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-04 収納保管庫類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-10 印判類	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
01-15 電話器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	19	(0) 0	0	(0) 0	0	19
02-02 情報伝達機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-03 再生機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-02 観察・観測用光学機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
03-03 視覚用再生等機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
04-01 診療・診断用機器類	6	(0) 0	0	(0) 0	0	6
04-02 衛生検査用機器類	8	(0) 0	0	(0) 0	0	8
04-03 看護用機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
04-06 獣医用機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
04-07 防疫機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
04-99 その他の医療衛生機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-06 環境化学機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-10 身体測定用機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1

ZMB0040
ZMR0040

備品・図書調

(令和 6年度)

所属 0000104124 健康福祉部 御殿場健康福祉センター

区 分	令和 6年 3月31日 現在	増		減		令和 7年 3月31日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
08-01 車両類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
50-01 図書	11	(0) 0	0	(0) 0	0	11
計	74	(0) 0	0	(0) 0	0	74

ZMB0040
ZMRB0040

主 要 備 品 調

(令和7年6月30日現在)

整理 番号	区分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額
	大・中	小				
1	1-4	移動書庫	イトーキ ESD型移動式収納棚6連	常時(年間365日) 事務用	平成7年 12月	円 581,229
2	4-1	滅菌消毒機器	卓上高圧滅菌機 HRM-242 II	月1回程度(年間12日) 検査器具等の消毒に使用	平成7年 1月	420,000
3	4-2	機能検査機器	最大02 摂取量測定装置 コンビ エアロバイク800	年1回程度(年間1日) 健康づくり事業等で使用	平成5年 3月	377,320
4	4-2	機能検査機器	最大02 摂取量測定装置 コンビ エアロバイク800	〃	平成5年 3月	377,320
5	4-2	機能検査機器	最大02 摂取量測定装置 コンビ エアロバイク800	〃	平成5年 3月	377,319
6	4-2	機能検査機器	全身反応測定装置 ヤガミ YB-1100	〃	平成5年 3月	323,873
7	3-3	その他の投影機	液晶プロジェクター ELP-50	月1回程度(年間12日) 会議等で使用	平成13年 2月	313,950
8	4-2	機能検査機器	肺機能測定装置 AS-300	年1回程度(年間1日) 健康づくり事業等で使用	平成5年 3月	305,910
9	4-7	その他の防疫機器	防護服 TST防護服ユニット	バイオテロ、感染症患者 発生時等に使用	平成14年 1月	296,100
10	4-3	模型	蘇生法教育人体モデル JAMY II RECO	年1回程度(年間1日) 災害時救急研修等で使用	平成9年 2月	261,810

職 員 調

(令和7年6月30日現在)

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
1	所長	内藤 茂樹	所総括	□□□□	□□□□	□□□□ □□□□
/	保健所長 (兼)	下窪 匡章	保健所総括			□□□□ □□□□
2	次長	小林 淳子	所総括補佐	□□□□	□□□□	□□□□ □□□□ □□□□
/	技監 (兼)	古屋 みゆき				□□□□
/	主査 (兼)	東 貴美子				□□□□

【福祉課】

/	課長 (兼)	小林 淳子	課総括			
3	福祉班長	木野 博光	班総括 障害者保健福祉	□□□□	□□□□	
/	主幹 (兼)	森下 かおり	障害者保健福祉			
4	主任	室伏 康弘	総務・会計	□□□□	□□□□	□□□□ □□□□
5	主任	蒔田 遼	総務・会計	□□□□	□□□□	□□□□ □□□□
/	主任 (兼)	平井 理香子	障害者保健福祉			
6	主任	内田 佳治	障害者保健福祉	□□□□	□□□□	□□□□
/	技師 (兼)	佐藤 万里子	障害者保健福祉			
7	技師	山下 奈桜	母子保健	□□□□	□□□□	□□□□

【医療健康課】

8	課長兼健康 危機調整官	森下 かおり	課総括	□□□□	□□□□	□□□□
9	医療健康 班長	栗原 文子	班総括 医療計画 医療・原爆	□□□□	□□□□	
10	主査	阿部 由貴	健康増進 栄養指導	□□□□	□□□□	□□□□
11	主任	小泉 博之	医務・感染症 医療従事者	□□□□	□□□□	□□□□
/	主任 (兼)	蒔田 遼	難病			
12	主任	平井 理香子	結核・感染症 難病	□□□□	□□□□	□□□□
13	技師	佐藤 万里子	医務・感染症 難病	□□□□	□□□□	□□□□
/	主任 (兼)	池ヶ谷 優美	診療放射線			□□□□

【衛生薬務課】

14	課長	田中 恵美	課総括	□□□□	□□□□	□□□□
15	衛生薬務 班長	宮本 憲吾	班総括 食品衛生 環境衛生	□□□□	□□□□	□□□□
16	専門主査	三枝 良輔	薬務 食品衛生 生活衛生	□□□□	□□□□	□□□□
17	専門主査	伊東 春菜	食品衛生 生活衛生	□□□□	□□□□	□□□□
				平均年数	1年3月	

【会計年度任用職員】

職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
会計年度任用職員	島田 真弓	難病・結核患者訪問相談 特定感染症採血業務等	□□□□	□□□□	□□□□
会計年度任用職員	大庭 淑子	総務事務補助	□□□□	□□□□	□□□□
会計年度任用職員	芹沢 光代	福祉事務補助	□□□□	□□□□	□□□□
会計年度任用職員	原川 美代	児童福祉司サポート職員	□□□□	□□□□	□□□□

職員の年齢調

(令和7年6月30日現在)

年齢	人員	摘要
20歳未満	0人	
20歳以上30歳未満	2人	
30歳以上40歳未満	3人	
40歳以上50歳未満	4人	
50歳以上56歳未満	2人	
56歳以上61歳未満	4人	
61歳以上	2人	うち再任用職員2名
計	17人	平均年齢 46.8歳

健康管理

1 前年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 17 人 職員数 17 人
受 診 率	100.0 %
県平均受診率	100.0 %

2 本年度在籍者の健康管理区分結果

健 康 管 理 区 分			人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。		0(0)人
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要 治 療	0(0)人
B 2		要経過観察	0(0)人
C 1	勤務をほぼ平常に行っていたが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要 治 療	1(1)人
C 2		要経過観察	0(0)人
D 1	平常の勤務でよい。	要 治 療	7(7)人
D 2		要経過観察	4(4)人
D 3		医 療 不 要	4(4)人
区 分 者 計			16(16)人
未区分者数			1(0)人
合 計			17(16)人

(1) 管理区分A～C 2 該当者
に対する措置状況
時間外勤務の抑制

(2) 未区分の理由
ア 産休・育休 0 人
イ 新規採用 1 人
ウ 自己都合による未受診 0 人
エ その他 0 人